

名古屋市 建築物 耐震改修 促進計画（案）

NAGOYA CITY
BUILDING EARTHQUAKE-RESISTANT REPAIR
PROMOTION PLAN
2035



CONTENTS

01

計画の概要

01 1	策定の背景	03
01 2	計画の目的	03
01 3	計画の位置付け	04
01 4	計画期間	04
01 5	対象建築物	05
01 6	地震被害の想定	06

CONTENTS

02

耐震化の
現状と課題

02 1	耐震化の現状	07
01	住宅	07
02	耐震診断義務付け対象建築物	08
03	市有建築物	10
02 2	耐震化の課題	11
01	住宅	11
02	耐震診断義務付け対象建築物	15

CONTENTS

03

耐震化の目標

03 1	本市の耐震化の目標	19
01	住宅	19
02	耐震診断義務付け対象建築物	19

CONTENTS

04

耐震化の
促進に向けた
取組み

04 1	基本的な考え方	20
04 2	耐震化の促進に向けた方針及び施策	20
方針1	所有者の耐震化への意識醸成のための情報発信	21
01	多様な媒体や機会を通じた普及・啓発	21
02	ダイレクトメールの送付等による個別の働きかけ	21
03	耐震対策に係る情報の提供	22
04	耐震改修済シールによる耐震改修の普及	22
05	平成12年5月以前着工の木造住宅の耐震性能の検証	22
方針2	耐震化を後押しするきめ細やかな支援	23
01	耐震診断及び耐震改修に係る支援	23
02	除却・建替えに係る支援	23
03	低コスト工法及び精密診断法による設計の普及	24
04	相談体制の充実	25
05	総合設計制度などによる容積率の緩和	25
06	代理受領制度	26
07	融資・耐震改修促進税制	26

CONTENTS

04

耐震化の
促進に向けた
取組み

方針3 耐震改修促進法等に基づく指導・助言等	27
01 耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対する指導・助言等	27
02 耐震改修促進法に基づく各種認定の実施	28
03 建築基準法に基づく勧告・命令	28
方針4 地域・事業者・関係機関等との連携による	
耐震化支援体制の構築	29
01 地域との連携による取組み	29
02 関係団体との連携による取組み	30
03 マンション支援施策との連携	31
04 その他の施策との連携	31

CONTENTS

05

関連する
減災対策

05 1 減災対策の促進に向けた取組み	33
01 耐震シェルター・防災ベッドの設置促進	33
02 家具の転倒防止対策	33
03 感震ブレーカーの設置促進	33
04 外壁タイルなどの落下防止対策	34
05 エレベーターの安全対策	34
06 長周期地震動対策	34
07 ブロック塀等の安全対策	34
08 建築物の敷地の安全対策	35
09 土砂災害特別警戒区域内建築物の改修等の促進	36
10 空家等への対策	36
11 木造住宅密集地域の改善	36

CONTENTS

06

計画の
達成に向けて

06 1 計画の進捗管理	37
--------------	----

資料編	38
-----	----

計画の概要

策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人ももの尊い命が奪われました。この教訓を踏まえ、建築物の地震に対する安全性を向上させるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後、平成18年1月の耐震改修促進法の改正により、市町村は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定するよう努めることとされました。

これを受け、本市では平成20年3月に「名古屋市建築物耐震改修促進計画」を策定し、震災の発生や法改正などに合わせて改定を重ねながら、建築物の耐震化を促進してきました。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、旧耐震基準[●]の木造住宅を中心に多くの住宅が倒壊するなど、甚大な被害が生じました。令和8年7月には、熊本地震が発生し、また、今後、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。

国においては令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が見直され、耐震化の目標などが改められました。

特に、南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点的な推進が掲げられ、建築物の耐震化は、被害の絶対量を軽減するための重要な施策として位置づけられています。

これを受け、愛知県では、令和8年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画」の見直しを実施し、「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2035～」（以下「県計画」という。）を策定しました。

本市においても、国及び県との整合を図りながら、建築物の耐震化をより一層促進するため、「名古屋市建築物耐震改修促進計画2030」（以下「前計画」という。）を改定し、新たに「名古屋市建築物耐震改修促進計画2035」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の目的

本計画は、大規模地震災害に伴う倒壊などによる被害から、市民の生命・財産を守るため、建築物の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

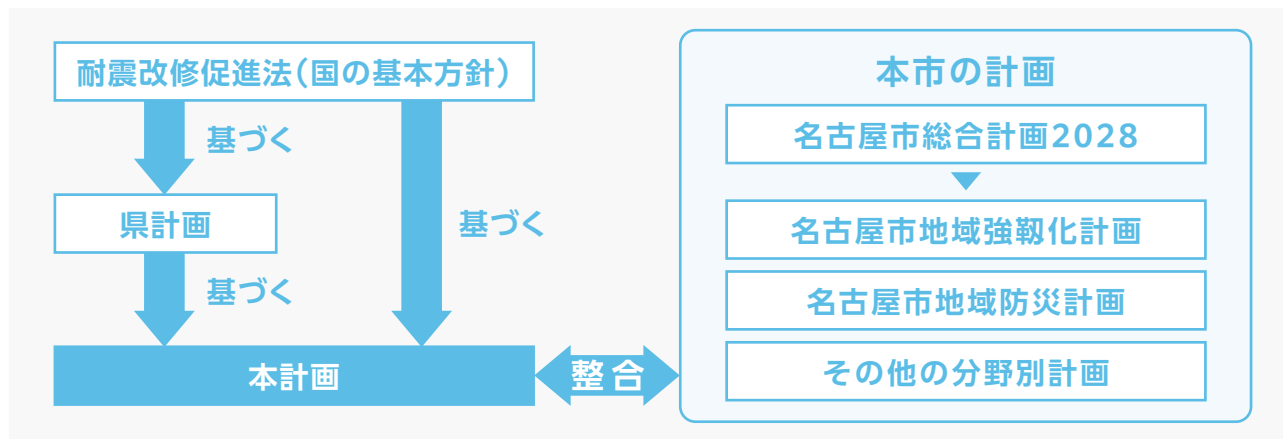


計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国の基本方針及び県計画を踏まえ策定します。

また、名古屋市基本構想に基づき策定された「名古屋市総合計画2028[▲]」や「名古屋市地域強靱化計画[▲]」及び「名古屋市地域防災計画[▲]」などの関連計画との整合も図ります。

名古屋市建築物耐震改修促進計画の位置付け



計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

対象建築物

本計画では、市域内にある全ての建築物を対象とします。

とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の住宅及び耐震診断義務付け対象建築物について、重点的に耐震化の促進を図ります。

対象建築物

種別		対象
住宅		戸建て住宅、長屋、共同住宅を含むすべての住宅
特定建築物 ●	耐震診断義務付け対象建築物	
	要緊急安全確認大規模建築物	・店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なもの ・小学校や老人ホームなどの避難上配慮を要する者が利用する建築物のうち大規模なもの ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち大規模なもの（根拠：耐震改修促進法附則第3条）
	要安全確認計画記載建築物	[沿道建築物] 県計画で指定する緊急輸送道路（以下「耐震診断義務付け路線」という。）の沿道建築物で、一定の高さを超える建築物 [防災拠点建築物] 県計画で指定する防災拠点建築物 （根拠：耐震改修促進法第7条）
	特定既存耐震不適格建築物	・多数の者が利用する建築物 ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ・地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）を除く） （根拠：耐震改修促進法第14条）
その他の建築物		上記のいずれにも該当しない建築物

地震被害の想定

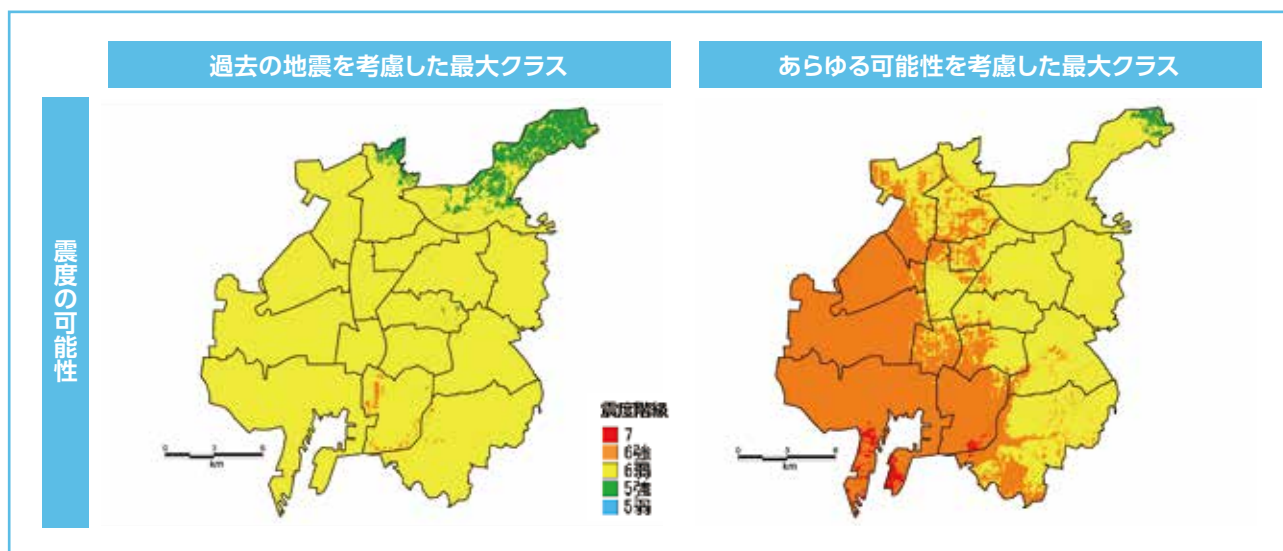
本市では、南海トラフで発生する地震として、「過去の地震を考慮した最大クラス」と「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の2つの地震を想定して被害予測調査を行い、平成26年2月に被害想定を公表しています。

本計画では、本市の地域特性や過去の被災状況を踏まえ、この2つの地震を想定地震としています。

南海トラフ地震の被害想定

被害の想定		過去の地震を考慮した最大クラス	あらゆる可能性を考慮した最大クラス
予測震度		5強～6強	5弱～7
人的被害	死者数(※1) うち建物倒壊による死者数	約1,400人 約200人	約6,700人 約2,100人
	負傷者数(※1)	約5,100人	約15,000人
建物被害	全壊棟数(※2) うち地震動による全壊棟数	約15,000棟 約4,900棟	約66,000棟 約34,000棟
	半壊棟数(※2)	約85,000棟	約130,000棟

※1 冬・深夜のケース ※2 冬・夕18時のケース



耐震化の現状と課題

耐震化の現状

01

住宅

①耐震化の状況

令和5年「住宅・土地統計調査」^①をもとに、令和7年度末時点における本市の住宅の耐震化の状況を推計すると、居住世帯のある住宅総数約1,151,200戸に対し、耐震性が不十分^②な住宅は約63,300戸となります。

耐震化率は約95%で、前計画策定時(令和2年度末時点)の約92%から5年間で約3ポイント上昇しています。前計画では、耐震化率の目標を、令和7年度までに95%、令和12年度までに97%と設定しており、令和7年度の目標を概ね達成しています。

建築物の構造別にみると、木造住宅の耐震化率は、令和2年度末の約84%から令和7年度末の約90%へと6ポイント上昇しました。また、非木造住宅では、令和2年度末

の95.8%から令和7年度末の96.2%へと0.4ポイント上昇しています。

②主な制度拡充

木造住宅の耐震化を促進するため、令和4年度には、精密診断法による設計^③に対する助成制度を創設しました。

また、耐震性が不十分な木造住宅の除却や建替えを促進することで耐震化と同等の効果をもたらすものとして、除却工事に対する助成制度を創設しました。

除却工事助成制度については、令和6年度に居住要件を廃止するとともに、令和7年度には、無料耐震診断の前年度までの受診要件を廃止し、当年度中に除却工事に着手できるよう制度を拡充しました。

加えて、令和7年度には、耐震改修工事助成制度の上限額の引上げや、耐震シェルター等設置助成制度の対象拡大を行うなど、様々な制度拡充を実施しました。

住宅の耐震化の現状(令和7年度末(推計))

(単位:戸)

	総数 A=B+C	新耐震 B	計 C=a+b	旧耐震		耐震化率	
				耐震性 あり a	耐震性 不十分 b	R7 (B+a)/A	参考 (R2)
住宅全体	1,151,200	950,900	200,300	137,000	63,300	95%	92%
木造	334,200	261,200 うち平成12年以前 77,500	73,000	40,700	32,300	90%	84%
非木造	817,000	689,700	127,300	96,300	31,000	96% (96.2%)	96% (95.8%)

02

耐震診断義務付け対象建築物

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、要緊急安全確認大規模建築物^ア及び要安全確認計画記載建築物^アの所有者には、耐震診断の実施及び所管行政庁への報告が義務付けられました。また、所管行政庁には、その結果を公表することが義務付けられています。

① 耐震化の状況

ア. 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、令和7年度末時点では、建物総数195棟に対し、耐震性が不十分なものが6棟あります。

耐震性不足解消率は約97%で、前計画策定時(令和2年度末時点)の約93%から約4ポイント上昇しています。前計画では、耐震性不足解消率の目標を令和7年度までに97%と設定しており、目標を概ね達成しています。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状(令和7年度末時点)

(単位:棟)

	旧耐震			耐震性不足解消率	
	計 A	耐震性あり B	耐震性不十分 C	R7 B/A	参考 (R2)
要緊急安全確認大規模建築物	195	189	6	97%	93%

※報告がなく命令したもの(1棟)を除いた棟数。

※耐震性不足解消率: (耐震性のある建築物棟数+耐震性が不十分な建築物の解消棟数) / 公表された建築物棟数

※この表における「耐震性あり」には、除却などを行った建築物を含む。

また、「耐震性不足解消率」は、旧耐震基準で建てられたもので算出しており、新耐震基準で建てられたものは含まない。



大型商業施設



病院



学校



危険物を貯蔵する工場など

要緊急安全確認大規模建築物の例
名古屋市公会堂(耐震改修済)

耐震化の現状

イ.要安全確認計画記載建築物

●沿道建築物

耐震診断義務付け路線に面する、一定の高さを超える沿道建築物^①は、前計画では耐震性不足解消率の目標を令和12年度までに60%と設定しています。

令和7年度末時点では、建物総数361棟に対し、耐震性が不十分なものが244棟あります。耐震性不足解消率は約32%で、前計画策定時(令和2年度末時点)の約22%から約10ポイント上昇しています。

●防災拠点建築物

県計画で指定する、災害拠点病院など災害時に地域の防災活動の中核機能を担う防災拠点建築物^②は、前計画では耐震性不足解消率の目標を令和7年度までに100%と設定しています。

令和7年度末時点では、建物総数13棟に対し、耐震性が不十分なものは8棟あります。耐震性不足解消率は約38%で、前計画策定時(令和2年度末時点)から変動はありませんでした。

要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状(令和7年度末時点)

(単位:棟)

	旧耐震			耐震性不足解消率	
	計 A	耐震性 あり B	耐震性 不十分 C	R7 B/A	参考 (R2)
要安全確認計画記載建築物	374	122	252	33%	23%
沿道建築物	361	117	244	32%	22%
防災拠点建築物(災害拠点病院)	13	5	8	38%	38%

※報告がなく命令したもの(4棟)を除いた棟数。

※耐震性不足解消率: (耐震性のある建築物棟数+耐震性が不十分な建築物の解消棟数) / 公表された建築物棟数

※この表における「耐震性あり」には、除却などを行った建築物を含む。

また、「耐震性不足解消率」は、旧耐震基準で建てられたもので算出しており、新耐震基準で建てられたものは含まない。

※防災拠点建築物のうち指定避難所は市内に対象建築物なし

※耐震診断義務付け路線に面する、一定規模以上の組積造の塙(ブロック塙等)で、建物に附属するものについては市内に対象建築物なし



耐震診断義務付け路線の沿道建築物



耐震診断義務付け路線(桜通)の様子

②主な制度拡充

耐震化を促進するための取組みとして、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）を対象に、令和3年度に除却工事助成制度を創設しました。

また、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）については、居住者等との合意形成が耐震化の進まない要因のひとつとなっていることから、耐震改修工事の範囲内に賃借人や区分所有者の専有部分が含まれる場合、耐震改修工事助成の上限額に加算できる制度拡充を令和6年度に実施しました。

さらに、同年度に、専門家を派遣し、耐震改修実施設計の前段階となる改修計画案（耐震改修イメージ案、概算工事費など）の作成を無料で実施できる「耐震化サポート専門家派遣制度」を創設しました。

03 市有建築物

市有建築物の耐震化率は、令和7年度末時点で99.6%となっています。

市営住宅以外の市有建築物は、前計画で耐震化率の目標を令和7年度までに100%と設定しており、令和6年度末に達成しました。

残る耐震化が必要な市営住宅については、令和12年度までにすべて建替え・用途廃止に着手する予定となっています。

市有建築物の耐震化の現状(令和7年度末時点)

(単位:棟)

総数 A=B+C	新耐震 B	計 C=a+b	旧耐震		耐震化率 R7 (B+a)/A
			耐震性 あり a	耐震性 不十分 b	
2,537	1,117	1,420	1,411	9	99.6% 〔市営住宅以外 100%〕 〔市営住宅 99.6%〕

※市有建築物は、多数の者が利用する建築物の要件を満たす一定規模以上の建築物に限る。

※市営住宅のうち比較的狭い間隔で各住戸界に最上層から最下層まで連続して耐震壁が配置されている住棟については、地震により人命に影響を及ぼすような倒壊や崩壊をする危険性が低いとして、平成18年国土交通省告示第184号^①において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」に分類されるものを除き耐震性があるものとしています。

耐震化の課題

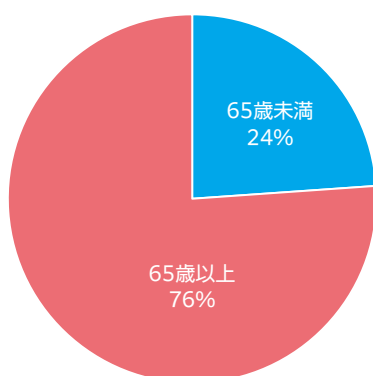
01

住宅

耐震化に対する支援制度を開始してから20年以上が経過し、耐震化に意欲的な所有者による耐震対策は一定程度完了していると考えられます。

更なる耐震化の促進に向けて、所有者が抱える課題や個別の状況等を踏まえ、ニーズに応じた支援や取組みを行うことが必要です。

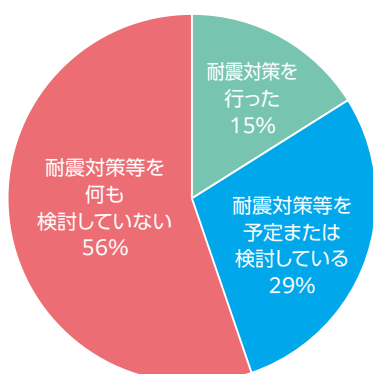
無料耐震診断を受診した所有者の年齢



出典：耐震診断受診者データより作成

Q

無料耐震診断後の耐震対策の実施状況



所有者に対するアンケート結果

令和6年度に本市の木造住宅無料耐震診断制度を利用して耐震診断を実施した方へのアンケート(以下、「受診者アンケート」という。)

●木造住宅

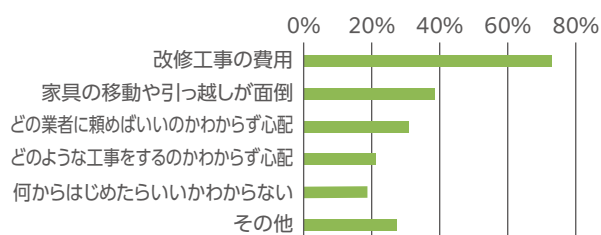
アンケートの結果では、本市の無料耐震診断を実施した方のうち、耐震対策(改修・除却など)を実施したと回答した方の割合は約2割にとどまっています。

所有者が耐震改修に進んでいない要因として、耐震改修の費用負担が大きいことや、将来的な住宅の利用継続の意向が乏しいことなどが挙げられます。

これらの背景として、旧耐震基準の木造住宅は、建築年数の経過による老朽化と同時に所有者の高齢化が進んでおり、耐震化への意欲が減退していることが考えられます。

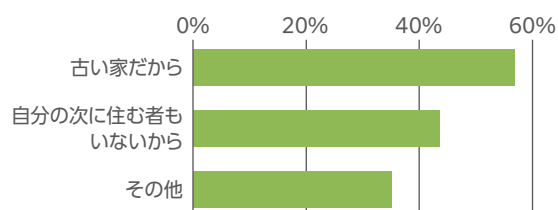
Q

耐震改修を考える上での課題(複数可)



Q

耐震改修を実施するつもりがない理由(複数可)



所有者に対するアンケート結果

令和4年度に非木造住宅耐震診断助成制度を利用して耐震診断を実施した方へのアンケート

●非木造住宅

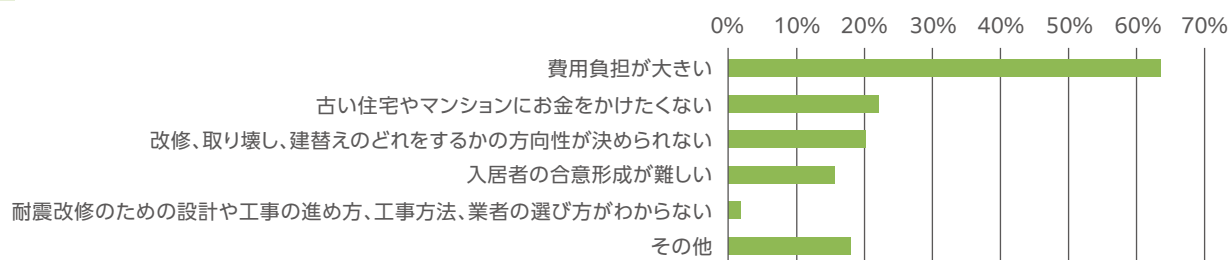
アンケートの結果では、耐震対策を進める上での課題として、「耐震改修の費用負担」のほか、「改修・除却・建替えの方向性が決められない」、「入居者の合意形成が難しい」といった、居住者の意思決定に関することが挙げられています。

これは、特に分譲マンションでは、区分所有者が多く合意形成に時間を要するためと考えられます。

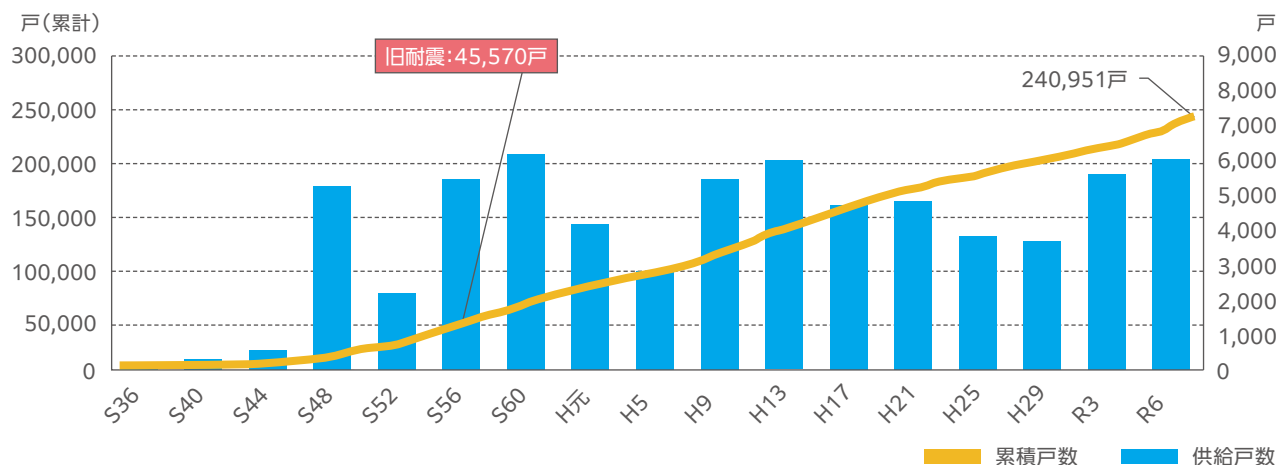
また、市内には旧耐震基準で建築された分譲マンションが現在約46,000戸あり、建築物と居住者の「2つの老い」が進んでいます。耐震化が進まない背景として、この「2つの老い」の進行が、費用負担の増大や合意形成の難しさにつながっていることが考えられます。

Q

非木造住宅の耐震対策を進めるうえでの課題



市内の分譲マンションストック数(令和6年時点)



①所有者の耐震化に対する意識のさらなる向上

所有者に地震の危険性や住宅の耐震対策の必要性を理解していただくため、耐震診断による安全性の確認を働きかけるとともに、家族や地域など周囲からも対策を促していただくことができるよう、幅広い世代・属性に向けた広報や情報発信を行い、耐震化・減災化意識の醸成を図る取り組みが必要です。

あわせて、住まい手の属性や将来の住宅に対する考え方によって耐震化や安全対策の方法が選択できるよう、パンフレットやダイレクトメール、電子メディアなど様々なツールを活用し各種支援制度を分かりやすく伝えるなど、より効果的な情報提供・普及啓発に取り組む必要があります。

②所有者のニーズに応じた支援

受診者アンケートでも、費用負担が耐震化の最大の課題となっていることから、負担軽減のための取り組みを引き続き進める必要があります。

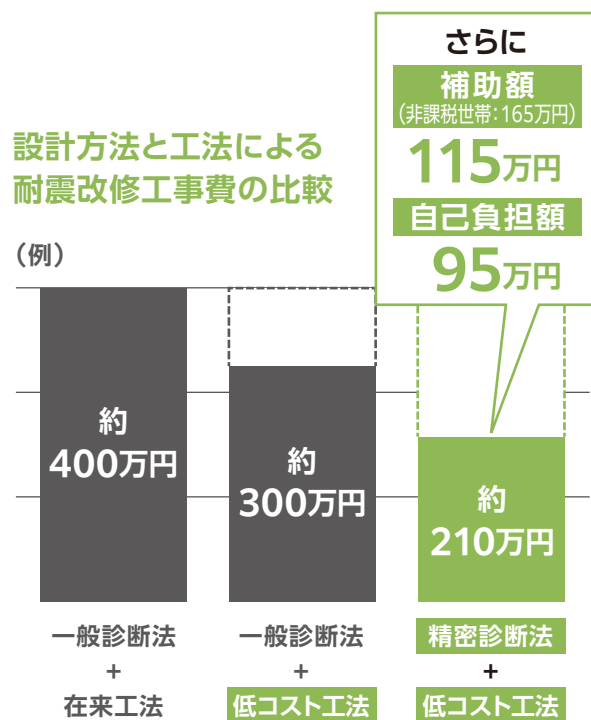
木造住宅の天井や床を撤去することなく工事ができる安価な耐震改修工法（以下「低コスト工法[※]」という。）や、診断・設計の段階で詳細な調査を行う精密診断法による設計の普及により、工事費の低減や工期の短縮を図り、所有者の負担軽減につなげることが期待できます。

これまで費用負担の問題などで、耐震改修を断念されてきた方々に対して、改めて

耐震改修工事を検討していただくためにも、低コスト工法や精密診断法による設計の認知度向上と普及に努めるとともに、さらなる改修工事費削減の方策を検討していく必要があります。

また、建築後相当年数が経過した住宅では、老朽化等により除却を選択する場合も見られます。除却も耐震化につながる有効な手法であることから、耐震改修の働きかけに加え、除却支援による後押しを図る必要があります。

あわせて、所有者が将来の住まい方や自身の状況等を踏まえて必要な対策を選択できるよう、住まい手に合った耐震対策の展開を図る必要があります。



※耐震改修工事費以外の費用は含めておりません。

③ 相談支援体制の充実

受診者アンケートでは、耐震改修工事の進め方や業者の選び方が分からないと回答している方の割合が約5割となっています。

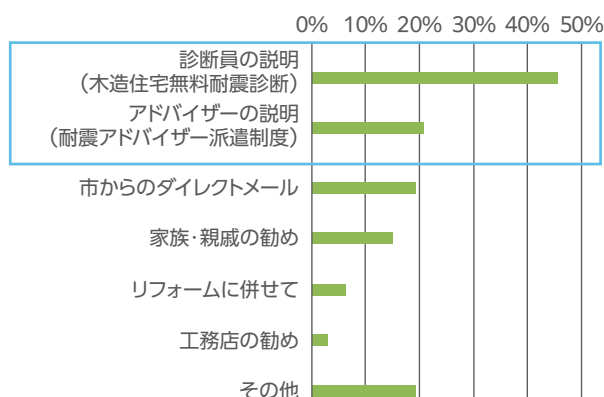
耐震対策の実施に向けて具体的な検討を進めていただくためにも、不安や悩みを専門家に気軽に相談できる体制の充実が重要です。

また、耐震改修を実施した方へのアンケートでは、耐震改修を実施したきっかけとなった理由として、約7割の方が、本市から派遣される耐震診断員の説明または耐震アドバイザーの説明と回答しています。耐震診断員や耐震アドバイザーの対応は、所有者が耐震改修を検討するうえで重要な役割を果たしていると考えられます。

Q

耐震改修を実施した きっかけとなった理由

令和7年度に本市の木造住宅耐震改修工事助成制度を利用して耐震改修を実施した方へのアンケート



所有者が抱える不安を解消し、耐震対策へ進んでいただくため、耐震診断員及び耐震アドバイザーの説明力や専門的知識の向上など、総合的なスキルアップを図る必要があります。

④ 本市の関連施策や多様な主体との連携の推進

住宅の耐震化を促進するためには、本市の関連施策を含め、地域、企業、関係機関など多様な主体が一体となって取り組む体制が重要です。

本市ではこれまで、建築団体などとの協働による地域の地震対策の取組みに対する支援や、金融機関等の耐震改修融資制度の周知・協力など、関係機関との連携を通じて住宅の耐震化促進に努めてきました。

また、住宅担当部署では、高経年の分譲マンションに対し、セミナー等による制度の周知や、マンション再生の実務経験を有するコンサルタント等と連携した相談会や勉強会の講師派遣など、再生検討の支援を行っています。分譲マンションが抱える複雑な課題を踏まえ、耐震化の促進に向けて、これらのマンション支援制度との一体的な周知啓発が必要です。

所有者の耐震化の取組みを一層後押しするため、住宅施策や関係機関との連携体制を強化していく必要があります。

02

耐震診断義務付け対象建築物

① 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、店舗・ホテルなど不特定多数の者が利用する大規模な旧耐震基準の建築物が対象です。そのため、耐震化を進めるには建築物の利用状況や所有者の経済的な状況を勘案する必要があります。耐震改修を行う場合、工事の影響範囲が広くなり費用も高額になることが想定されるほか、テナントなどに対する仮移転や立退きの調整などにも時間を要することになると考えられます。

引き続き、建築物の利用状況などを十分に把握したうえで、支援制度の活用を働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言を行うなど、継続的な取組みを進める必要があります。

② 要安全確認計画記載建築物

● 沿道建築物

沿道建築物は、耐震診断義務付け路線に面する旧耐震基準の建築物で一定の高さを超えるものが対象となるため、道路幅員が比較的狭い路線に面した3階建て程度の小規模な建築物でも、沿道建築物に該当する場合があります。

これらの建築物の所有者には、財務基盤が脆弱な中小企業や個人が含まれることが少なくありません。また、分譲マンションや

賃貸住宅も多く存在しており、耐震化を進めるにあたっては、区分所有者間の合意形成、入居者の仮移転や立退きなどの対応が必要となる場合があります。

耐震化の更なるスピードアップを図るため、所有者の経済的な状況や建築物の用途、所有形態、路線の状況等も踏まえたより効果的な耐震化の働きかけを行うとともに、それぞれの課題・ニーズに応じた支援策の展開を図る必要があります。

● 防災拠点建築物

防災拠点建築物は、愛知県が指定する旧耐震基準の災害拠点病院や病院群輪番制参加病院等が対象です。医療機能を確保継続しながら耐震化を進める必要があるため制約が大きいことや、新型コロナウイルス感染症等による経営への影響などが耐震化の進まなかった要因と考えられます。

引き続き、県の病院部局と連携し、国や本市の支援制度の活用を働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言を行うなど、個々の事情を踏まえた継続的な取組みを進める必要があります。

阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災は、大都市を襲った直下型地震で、当時観測史上最高の震度7を記録しました。

多数の建物が被災し、住宅被害の多さが際立ちました。被害は昭和56年以前の建物に多く、応急・復旧活動を展開する行政機関などの中枢機能が自ら被災するとともに、交通路、港湾施設などのインフラ施設やライフライン施設など各種の機能が著しく損傷しました。

発生日時	平成7年1月17日5時46分			
地震の規模	マグニチュード7.3		最大震度	震度7(神戸市須磨区ほか)
地震型	直下型			
人的被害	死者数(人)	6,434		
住宅被害	全壊	104,906棟	半壊	144,274棟

出典: 阪神・淡路大震災について(確定報)(平成18年5月19日)

東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)

東日本大震災では、マグニチュード9.0という日本観測史上最大規模の地震と、それに伴う巨大な津波によって、太平洋沿岸地域を中心とした広域に甚大な被害が生じました。

建物被害は住家、公共建築物や商工業建築物全般に及び、被害形態も地震動による倒壊や破損に加え、津波による流出・破損・浸水、津波到達後に発生した火災による消失、地滑りや崖崩れによる倒壊・破損、さらに地盤の液状化に伴う沈下・傾斜・破損など多岐にわたって被害が生じました。

発生日時	平成23年3月11日14時46分			
地震の規模	マグニチュード9.0		最大震度	震度7(宮城県栗原市)
地震型	海溝型			
人的被害	死者数(人)	19,787		
住宅被害	全壊	122,204棟	半壊	287,896棟

出典: 平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被害状況(令和8年3月1日現在)

能登半島地震

令和6年1月1日に能登半島近傍の海域を震源として発生した能登半島地震では、最大震度7の強い揺れが観測され、数多くの建築物が被災しました。特に木造建築物の倒壊が甚大で、直接死の約4割が圧死と報告されています。

ただし、自治体の補助を受けて耐震改修を行った旧耐震基準の木造建築物では倒壊・崩壊は確認されておらず、耐震改修を行っていない旧耐震基準の木造建築物の被害割合と比べ被害が小さいことから、耐震改修により被害が軽減されたと分析されています。

また、半島地域という地理的特性に加え土砂災害や液状化等の被害により、道路交通網が広範囲に寸断され、災害直後の救援活動や物資輸送に重大な障害をもたらしました。

さらに、石川県輪島市河井町では木造住宅密集地域において、大規模な市街地火災が発生したことにより、区域内の建物が約240棟焼損し、焼失面積は約49,000㎡に及びました。

発生日時	令和6年1月1日16時10分ほか			
地震の規模	マグニチュード7.6		最大震度	震度7(石川県志賀町、輪島市)
地震型	内陸型			
人的被害	死者数(人)	720		
住宅被害	全壊	6,536棟	半壊	23,707棟

出典：令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況(第123報)(令和8年3月31日時点)



家屋倒壊

写真提供：名古屋市消防局



火災

参考

木造住宅における耐震関係規定の変遷

建築物の耐震基準は、昭和56年の建築基準法改正より以前の旧耐震基準と以後の新耐震基準[Ⓐ]に大別されます。

新耐震基準の導入により、木造住宅では必要壁量の基準の強化が行われました。

さらに、平成12年の建築基準法改正により構造関係規定が強化され、木造建築物についても仕様規定の明確化(接合部の仕様、4分割法による耐力壁の配置等)が図られました。

木造住宅における耐震関係規定

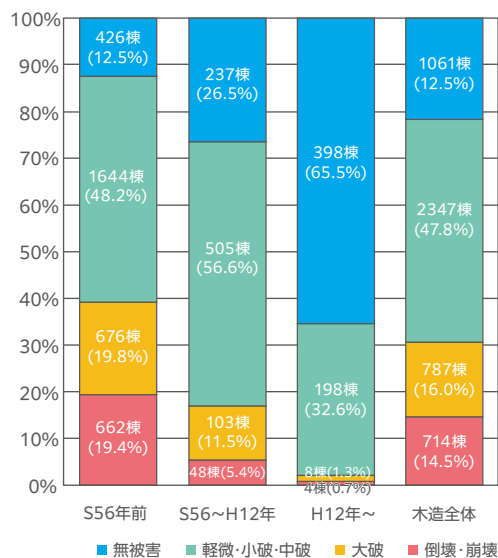
	耐力壁量	耐力壁 バランス	柱梁 接合部金物	地盤調査	イメージ図
旧耐震基準 [～55年5月]	少ない				
S56.5 建築基準法改正 新耐震基準 [55年6月～ H12年5月]		規定 なし	規定 なし	規定 なし	
H12.5 建築基準法改正 新耐震基準 (現行) [H12年6月～]	多い (約1.4倍)	規定 あり (バランス 明確化)	規定 あり (仕様 明確化)	規定 あり (地耐力 考慮)	

※接合部イメージ図は「建築年度で耐震性をチェック(出典:日本木造住宅耐震補強事業者協同組合)」を参照

能登半島地震では、過去の震災と同様に、旧耐震基準の木造建築物の倒壊・大破の割合が顕著に高い一方で、新耐震基準のうち昭和56年6月以降平成12年5月以前着工の木造建築物についても、約2割の倒壊等の被害が確認されています。

国は、平成12年5月以前着工の木造建築物についても耐震性能の検証が適切になされるよう、「所有者等による検証」と「専門家による効率的な検証」からなる「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」[Ⓐ]をとりまとめ、あわせて所有者等に対して当該検証方法の周知に努めることとしています。

木造の建築時期別被害状況



出典:令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会 最終とりまとめ(令和7年12月)

耐震化の目標

本市の耐震化の目標

国の基本方針及び県計画に基づき、南海トラフ巨大地震等の発生の切迫性を踏まえ積極的な取組みが求められている住宅と、耐震化の重要性が高い耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物・要安全確認計画記載建築物）について目標を設定します。

01

住宅

住宅については、「耐震性不十分な住宅を令和17年度までに概ね解消」とします。

02

耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、「耐震性が不十分な対象建築物を令和12年度までに概ね解消」とします。

また、要安全確認計画記載建築物については、「耐震性が不十分な対象建築物を早期に概ね解消」とします。

耐震化の目標

住宅	耐震性不十分な住宅を令和17年度までに概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物	
要緊急安全確認大規模建築物	耐震性不十分な対象建築物を令和12年度までに概ね解消
要安全確認計画記載建築物 (沿道建築物・防災拠点建築物)	耐震性不十分な対象建築物を早期に概ね解消

耐震化の促進に向けた取組み

基本的な考え方

本市は、これまで市民の生命と財産を守るため、支援制度や啓発等の耐震化に向けた取組みを実施してきました。今後更なる耐震化の促進を図るため、所有者と本市、事業者及び関係団体がそれぞれの責務に応じた役割を果たしながら、連携して取組みを進めていくことが重要です。

所有者	耐震対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが求められます
名古屋市	所有者の耐震化の取組みをできる限り支援するため、国・県と連携し、所有者が耐震診断及び耐震改修等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築、耐震化に対する意識啓発など、必要な施策の実施に取り組めます
事業者及び関係団体	本市の耐震化に向けた取組みに積極的に参加し、耐震診断や耐震改修に関する技術・知識の向上や、所有者に対する耐震化の普及啓発に取り組むことが求められます

耐震化の促進に向けた方針及び施策

建築物の耐震化を促進するため、4つの取組方針を設定し、各施策を計画的に進めるとともに、国や県、他の政令市等の動向も注視しながら、建物用途や所有者の事情等の課題も踏まえたより効果的できめ細やかな取組みを展開します。特に、旧耐震基準の住宅及び耐震診断義務付け対象建築物について、施策の重点的な推進を図ります。

また、多数の者が利用する建築物などの特定既存耐震不適格建築物をはじめとしたその他の建築物に対しても、耐震化・減災化に向けた必要な施策に取り組めます。

耐震化の促進に向けた取組方針

- 方針 1 所有者の耐震化への意識醸成のための情報発信
- 方針 2 耐震化を後押しするきめ細やかな支援
- 方針 3 耐震改修促進法等に基づく指導・助言等
- 方針 4 地域・事業者・関係機関等との連携による耐震化支援体制の構築

所有者の耐震化への意識醸成のための情報発信

方針1

方針2

方針3

方針4

所有者の耐震化への意識醸成のための情報発信

めざす姿

所有者が地震のリスクや耐震化の効果、支援制度を理解し、主体的に命を守る行動をしている

施策の方向性

- より効果的な情報発信・普及啓発の実施
- 耐震診断未受診者への積極的な受診勧奨
- 診断受診者への耐震対策に向けた行動促進

01

多様な媒体や機会を通じた普及啓発

住宅

耐震診断義務付け対象建築物

広報なごや、地下鉄等吊り下げ広告などの多様な広報媒体や、市ウェブサイト、SNSなどの電子メディアを活用し、広く市民への情報発信を行います。

また、耐震化支援制度を紹介する各種リーフレットを作成し、区役所等の公共施設や民間店舗へ配架するとともに、ショッピングモールや市民利用施設で開催される防災イベント等の機会を捉えて制度案内を実施するなど、子どもから高齢者まで幅広い世代に向け、耐震化の必要性や支援制度の普及啓発に努めます。

02

ダイレクトメールの送付等による個別の働きかけ

住宅

耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断を受診していない方に、ダイレクトメールで診断申込書付きパンフレットなどを送付し、受診を促します。

診断後に耐震対策等を行っていない方には、アンケート調査・ヒアリング等により対策に至っていない理由や支援制度の利用意向等を把握した上で、個別のニーズや状況に合わせた情報を提供するダイレクトメールを送付するなど、フォローアップを継続的に行い、耐震化の促進を図ります。

所有者の耐震化実施の判断を後押しできるよう、建物用途や個別の課題に応じたより効果的な啓発手法を検討・実施していきます。

03

耐震対策に係る情報の提供

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

所有者が耐震改修に円滑に取り組めるよう、愛知県建築物地震対策推進協議会(推進協)による「あいち耐震改修推進設計者リスト」や、(一財)日本建築防災協会による「耐震支援ポータルサイト」など、関係団体が取りまとめるホームページを活用し、本市ウェブサイトにて耐震改修に係る設計・工事を行う事業者について広く情報提供を行います。

また、木造住宅無料耐震診断の結果報告時に、所有者へ市内で一定の耐震改修実績のある事業者等についての情報提供を行います。

04

耐震改修済シールによる耐震改修の普及

住宅

本市の木造住宅耐震改修助成制度を活用し、耐震改修が完了した住宅を対象に、「耐震改修済」シールを交付します。このシールを玄関などに貼っていただくことで、地域の方や訪問された方に、耐震改修の普及と耐震化への意識啓発を図ります。



耐震改修済シール

05

平成12年5月以前着工の木造住宅の耐震性能の検証

住宅

建築基準法の改正により接合部等の規定が明確化された平成12年5月以前着工の木造住宅には、現行の耐震基準に適合していないものもあります。

そのため、当該住宅の所有者等に対して、国の定める「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」について周知し、所有者等による自己チェック方法を活用した耐震性能の確認を促します。

あわせて、同検証法を実施した結果、「専門家による診断が必要」となった住宅について無料耐震診断制度の対象とし、耐震化に対する所有者等の意識啓発を図ります。

～平成 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた木造住宅を対象として～

木造住宅の耐震性能チェック (所有者等による検証)

本協会は、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた木造住宅を対象として、法的に耐震性能を確認するおま (新耐震基準木造住宅検証法) を作成しました。

リーフレットでは、検証法をわかりやすく説明し、「所有者等による検証」を行うことができます。また、「専門家による助成制の検証」に必要なチェックもできるようにしています。

まず、お住まいの住宅がリーフレットの対象となるかどうかをチェックし、対象となる場合は、「関係機関による検証」(チェック1)からチェック4を行い、関係機関を利用します。

特定の構造(「専門家による検証が必要」となり、専門家による耐震性能を確認する場合は、関係機関のチェック(チェック5とチェック6)に加え、チェック7からチェック9までの結果など、関係機関等により「専門家による検証」が必要になります。

リーフレットなどを実施する場合は、是非、リーフレットを活用して、お住まいの住宅の耐震性能をチェックしてみてください。

市町村化支援制度 | 新

昭和56年6月～平成12年5月
に竣工した木造住宅を対象とする「新耐震基準」が、
名古屋市が推進する「耐震改修済」が、
外観・内部・床下等の状況を調査します。

無料 木造住宅 耐震診断

以下すべての条件を満たすもの

- 昭和56年6月～平成12年5月に竣工した木造住宅 (戸建て、併用住宅、長屋、共同住宅) プラント、リフト、エレベーターは対象外
- 建築物の用途が住宅、住宅部分の面積が延べ床面積の1/2以上であること
- 2階建て以下
- 名古屋市内に所在すること
- 所有者(中心者)等による検証(を済ませたもの(建築済))

対象住宅の所有者

- 建築物の所有権が個人所有(区分所有)は、所有者全員の申込みが必要ですが、共有建築物の場合は、共有者のうちの1人が申込みとなります。

期間 令和5年1月末日まで (申込の場合は1月末日まで有効)

※必ずお読みください

- 調査は、建築物の内部や内部の設備調査等を行います。
- 調査の場合は原則として調査員が必須です。
- 調査によって診断できない場合はありません。
- 住宅として利用予定のないものは申込みできません。
- この耐震診断は、調査をしない自治体等と連携して調査を行い、結果不十分の場合は調査を行います。そのため、一部調査して調査を行わずして、調査結果を行った場合に耐震性能が大幅に異なることがあります。
- 調査結果については、調査結果を元に耐震性能がより高い耐震性能を調査する必要があります。

お問い合わせ先: 名古屋市住宅都市局 耐震化支援課

TEL: 052-972-2921 FAX: 052-972-4779 (受付時間: 午前9時～午後5時)

〒460-8508 名古屋市中区3-1-1 (市役所南庁舎3F)

※耐震化支援制度は、耐震化支援制度に関する規定があります。

平成12年5月以前着工の木造住宅リーフレット

耐震化を後押しするきめ細やかな支援

方針1

方針2

方針3

方針4

耐震化を後押しするきめ細やかな支援

めざす姿

所有者の状況に応じた、耐震化のための技術的手法や支援制度があり、耐震化に対する悩みを相談できる体制が整っている

施策の方向性

- 課題やニーズに即した支援制度の提供
- 費用の低減につながる技術的手法の活用推進
- 耐震化への一歩を後押しする相談体制の充実

01

耐震診断及び
耐震改修に係る支援

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を支援し、所有者の負担軽減を図ります。平成12年5月以前着工の木造住宅については、無料耐震診断を実施します。

様々な要因により住宅全体の耐震改修を行うことが困難な場合には、地震からのリスクを低減するための選択肢として、段階的な改修工事に対しても費用の一部を支援します。

02

除却・建替えに係る支援

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

耐震改修に加え、耐震化の一つの手法として「除却、建替え」も促進するため、木造住宅及び耐震診断義務付け対象建築物（防災拠点建築物除く）を対象に、除却工事に対する助成を行います。

制度創設以降、特に木造住宅において申請件数が増加傾向にあり、市民の関心が高まっていることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、木造戸建て住宅の除却工事助成において、所有者等が行う簡易な調査による耐震性の確認でも制度利用を可能とすることにより、耐震化の更なるスピードアップを図ります。

03

低コスト工法及び精密診断法
による設計の普及 住宅

①低コスト工法

費用負担を理由に耐震改修を断念される方も多く、住宅の耐震改修を促進するためには、改修に係る全体の工事費用を低く抑えることが重要です。

近年、比較的低価格で耐震改修を行うことができる低コスト工法の研究・開発が進み、現在本市で助成制度を活用して実施した耐震改修工事のほとんどは、この工法を採用しています。

本市オリジナルの工法紹介リーフレットの活用や、設計・工事方法に関する講習会の開催等を通じ、所有者や設計者、施工業者、耐震診断員などへの一層の普及を図り、耐震改修に係る費用の軽減に努めます。



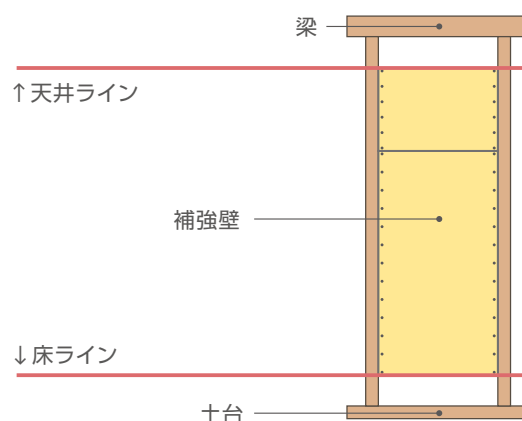
低コスト工法リーフレット

②精密診断法による設計

精密診断法による設計は、一般的な設計に比べて設計費用が高くなる場合がありますが、正確な調査と詳細な情報に基づく構造計算により、工事箇所を削減し、工事費の軽減や工期の短縮が期待できます。

現在、精密診断法による設計で耐震改修工事を実施した方は全体の約8割を占めています。

また、精密診断法による設計と低コスト工法を組み合わせることにより、さらに工事費を軽減できる場合があるため、精密診断法による設計についても費用の一部を支援するとともに、一層の普及啓発を図ります。



低コスト工法の一例

耐震化を後押しするきめ細やかな支援

04

相談体制の充実

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

①耐震アドバイザーの派遣

耐震対策に関する様々な不安や悩みを抱える方を対象に、建築物の耐震対策についてアドバイスを行うため、建築の専門家である耐震アドバイザーを無料で派遣します。

また、平成12年5月以前着工の木造住宅を対象に、必要に応じて「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」における「所有者等による検証」を支援します。

本制度は、建築物の構造や建築年を問わず広く耐震対策について相談可能としており、耐震化を後押しするきっかけとなるため、積極的な活用を働きかけます。



②木造住宅の耐震診断員

耐震診断や結果報告など、所有者と直接対話する耐震診断員の総合的なスキルアップに取り組めます。具体的には、説明力の向上や改修につなげる手法をマニュアルに取り入れ、関係団体による勉強会で周知するなど、情報共有や専門知識の向上を図ります。

③耐震化サポート専門家派遣制度

耐震診断義務付け対象建築物のうち、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）の所有者に対して専門家を派遣し、耐震改修実施設計の前段階となる改修計画案（耐震改修イメージ案、概算工事費等）の作成を無料で行う制度を実施します。

所有者が、耐震改修工法や補強箇所、概算費用などを把握することができ、より具体的な検討に取り組むきっかけとなるため、積極的な活用を促します。

05

総合設計制度などによる容積率の緩和

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

耐震性が不十分な建築物の建替えにあたり、総合設計制度の特例許可を受けた場合、容積率の緩和を受けることができます。（根拠：建築基準法第59条の2、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項）

また、都市計画により容積率をインセンティブとして必要な誘導用途の導入や公共貢献の実施を誘導する制度において、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物等の建替えも公共貢献として評価され、容積率が緩和されます。

これらの耐震化の促進に寄与する制度についても広く周知し、活用を促します。

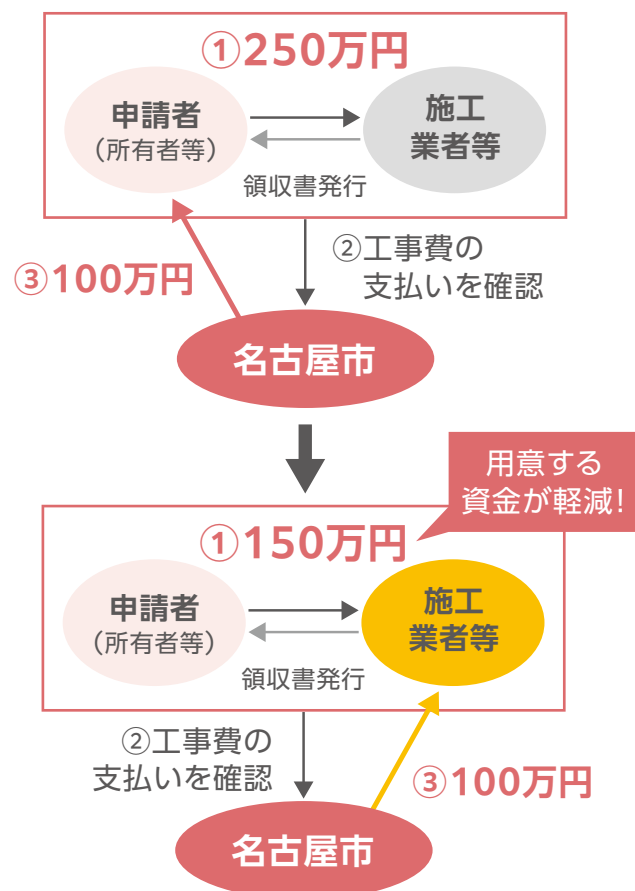
06

代理受領制度

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

申請者(所有者)との契約により耐震改修等を行った事業者が、申請者の委任を受け補助金の受領まで代理で行うことができる制度です。制度を活用することで、申請者は補助金相当額を除いた工事費を事業者に支払うこととなるため、申請者が用意する資金を軽減できます。この制度について広く周知し、活用を促すことで、耐震化の促進を図ります。

代理受領制度の活用例



07

融資・耐震改修促進税制

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

建築物の耐震改修に対する融資や税制措置などの支援制度が円滑に活用されるよう、関係機関と連携し、情報提供を行います。

① 融資制度

住宅金融支援機構では、耐震改修リフォーム融資や高齢者向けのリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース60」等を実施しています。また、本市の木造住宅耐震改修工事助成と併せてリ・バース60で耐震改修融資を利用する場合には、国が行う利子補給制度の活用が可能となり、無利子又は低利子で耐震改修工事を行うことができます。

このほか、愛知県による中小企業者向け融資制度や日本政策金融公庫による耐震診断・耐震改修を対象とした融資制度もあります。(令和8年4月現在)①

② 所得税や固定資産税の優遇措置など

住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置を受けることができるほか、住宅ローン減税による所得税の控除も受けることができます。

また、耐震診断義務付け対象建築物で耐震改修を行った場合も、固定資産税に対する特例措置があります。(令和8年4月現在)①

耐震改修促進法等に基づく 指導・助言等

方針1

方針2

方針3

方針4

耐震改修促進法等に基づく指導・助言等

めざす姿

所有者が耐震化の必要性を理解し、
自ら率先して耐震化に取り組んでいる

施策の方向性

- 耐震診断結果の報告義務がある建築物の
所有者に対する適切な指導・助言等の実施
- 所有者の耐震化の取組みに対する認定等の実施

04

耐震化の促進に向けた取組み

01

耐震診断義務付け対象建築物の 所有者に対する指導・助言等

耐震診断義務付け対象建築物

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震改修促進法により、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられています。[令和8年3月 耐震診断義務付け路線の追加指定(報告期限:令和11年3月末)]

①耐震診断結果の公表

報告を受けた耐震診断の結果を公表するとともに、公表済みの建築物について、内容に変更が生じた旨の報告を受けた場合は、公表内容を更新します。(根拠:耐震改修促進法第9条)

②診断結果が報告されていない建築物にかかる指導及び助言

所管行政庁は、報告期限までに耐震診断結果を報告していない所有者に対し、報告の命令を行うことができ、命令を行った場合はその旨を公表することが義務付けられています。(根拠:耐震改修促進法第8条)

命令及び公表を行った建築物の所有者に対しては、引き続き耐震診断の実施及び結果報告を求めるとともに、耐震化に向けた計画を立てるよう指導及び助言を行います。

③耐震改修について必要な指導及び助言

耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認める場合、国の基本方針などを勘案し、当該建築物の所有者に対して必要な指導及び助言を行います。

また、耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された建築物の所有者には、支援制度の活用を積極的に働きかけ、耐震化を促進します。(根拠：耐震改修促進法第12条(附則第3条において準用される場合を含む))

④耐震改修について必要な指示及び公表

(前述の指導及び助言に対し、)必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、国の基本方針などを勘案し、必要な指示を行います。正当な理由なく指示に従わなかった場合は、その旨を公表します。(根拠：耐震改修促進法第12条(附則第3条において準用される場合を含む))

02

耐震改修促進法に基づく各種認定の実施

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

建築物の耐震改修等に対して、耐震改修促進法に基づく認定制度が設けられています。認定制度について広く周知し活用を促すことで、耐震化の促進を図ります。

①耐震改修計画の認定

既存不適格建築物について、耐震改修に伴う増改築工事を行う場合、本市から耐震改修計画の認定を受けることで、工事後も引き続き既存不適格建築物として取り扱うことができます。

また、認定を取得することで、建築基準法の規定の特例を受けることができます。(根拠：耐震改修促進法第17条)

②区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

分譲マンションなどの区分所有建築物で耐震改修を行おうとする場合、耐震改修の必要性の認定を受けることにより、建物の区分所有等に関する法律に規定する決議要件が、区分所有者及び議決権の各2分の1以上に緩和されます。(根拠：耐震改修促進法第25条)

③建築物の地震に対する安全性に係る認定(耐震性に係る表示制度)

地震に対する安全性に係る認定を受けた場合、当該建築物やその利用に関する広告等に認定を受けている旨を表示することができます。(根拠：耐震改修促進法第22条)

03

建築基準法に基づく勧告・命令

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

既存不適格建築物について、その敷地、構造、設備が著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合、特定行政庁(本市)は、当該建築物の所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告又は命令することができます。(根拠：建築基準法第10条)

地域・事業者・関係機関等との連携による耐震化支援体制の構築

方針1

方針2

方針3

方針4

地域・事業者・関係機関等との連携による耐震化支援体制の構築

めざす姿

行政・地域・事業者・団体など多様な主体が連携して所有者の耐震化への取組みを支援する仕組みがある

施策の方向性

- 地域と一体となった耐震化の取組みの推進
- 多様な主体との連携による耐震化支援体制の構築

04

耐震化の促進に向けた取組み

01

地域との連携による取組み 住宅

① 地域と一体となった耐震化の取組み

地域の防災意識を高め、住宅の耐震化を促進するため、町内会などの地域団体が行う地震・防災対策の取組みを支援する「地域ぐるみ耐震化促進支援事業」を実施します。地域住民・建築士・本市がグループで戸別訪問により耐震化支援制度の活用を勧奨する「耐震化おすすめ作戦」をはじめ、地域の主体的な活動を本市・建築団体等が一体となって支援することで、地震に強いまちづくりを進めます。

② 防災活動における耐震化の取組み

地域における地震対策の取組みの推進に向け、区役所・消防署等と地域住民が協働で取り組む防災活動や防災イベント等の機会を活用し、耐震化の必要性や支援制度について周知を行います。



緑区防災フェスタ

02

関係団体との連携による
取組み **住宅**

本市を含む愛知県では、耐震化を促進する独自の仕組みとして、産学官連携による協議会を設置し、技術的支援や情報共有、啓発等に取り組んでいます。

① 愛知建築地震災害軽減システム
研究協議会(減災協)

減災協は、大学が保有する関連施設の効率的利用を図り、災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及することを目的としています。

主な事業として、減災協独自の耐震改修専用の工法の開発・評価や、メーカーが開発する耐震改修工法の技術的審査・評価を行っています。

さらに、低コスト工法の普及を図るため、設計者や施工業者向けに「木造住宅 低コスト耐震補強の手引き」を作成するとともに、技術実践のための講習会を開催しています。

また、地域の耐震化推進活動に対する支援や耐震力向上を目指した啓発事業など、地域の防災意識の向上を図る取組みを行っています。



減災協主催「あいち・なごや耐震化シンポジウム」

② 愛知県建築物地震対策推進協議会
(推進協)

推進協は、木造住宅の耐震診断員を養成する講習会や、施工業者向けに低コスト工法に関する講習会を開催しているほか、市町村と建築団体とが連携して行う「耐震相談会」を共催しています。

また、耐震改修に積極的な会員団体に所属する事業者を「あいち耐震改修推進事業者」として養成・登録しており、名簿はウェブサイトや市の窓口で閲覧することができます。



低コスト工法に関する講習会 写真提供：推進協

地域・事業者・関係機関等との 連携による耐震化支援体制の構築

03

マンション支援施策との連携

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

① マンション管理組合への啓発等

分譲マンションの耐震化を促進するため、住宅担当部署やマンション管理推進協議会が実施するセミナーや研修会、各種講座において、マンション管理組合の役員や区分所有者等に対し、耐震化に係る支援制度等の周知啓発を行います。

また、分譲マンションでは、管理組合による将来を見据えた適切な維持管理が重要となります。住宅担当部署と連携し、管理適正化から耐震化までの各段階に応じた支援等の情報提供を行うとともに、マンション管理状況届出制度により把握した情報を活用し、管理組合の状況も踏まえた啓発を行います。



マンション再生セミナー

② マンション管理士を通じた働きかけ

住宅担当部署では、マンション管理組合が抱える課題に応じた助言などを行うため、管理組合による勉強会などの機会に、マンション管理に関する専門家であるマンション管理士を派遣しています。

このマンション管理士と連携し、マンション管理組合への耐震化の働きかけを行います。

04

その他の施策との連携

住宅 耐震診断義務付け対象建築物

① バリアフリー化の機会を活用した周知

健康福祉局と連携し、手すりの取り付けや段差解消など、介護保険の住宅改修費の支給制度や障害者の住宅改造に係る補助制度を市民が利用する機会を捉え、耐震化支援制度を周知します。また、ケアマネジャー向け研修会などの機会を捉え、周知を図ります。❶

② 太陽光発電設備などの設置の機会を活用した周知

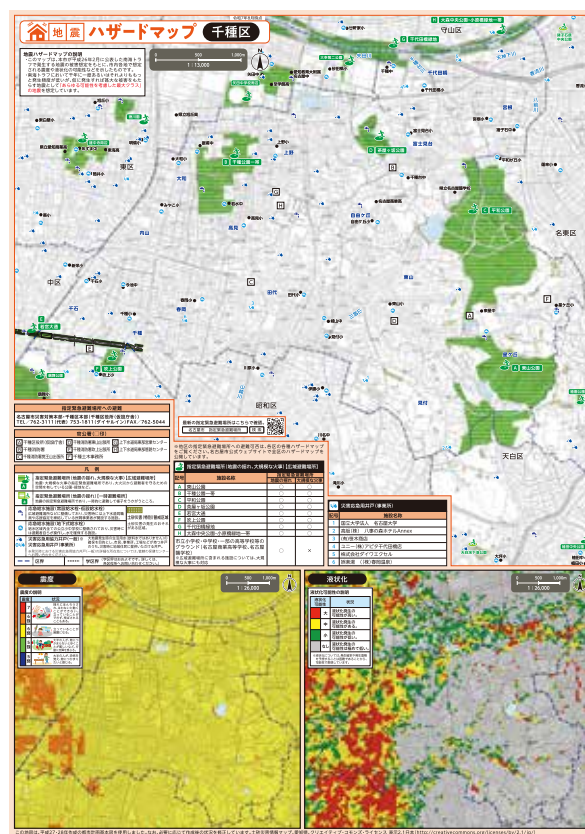
環境局と連携し、太陽光発電設備など、住宅等の脱炭素化促進補助制度を市民が利用する機会を捉え、耐震化支援制度の周知を図ります。❷

③ ハザードマップを活用した周知

地震ハザードマップは、南海トラフにおける「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の地震により想定される震度や液状化の可能性などを掲載したものです。

また、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）については、国土地理院が作成している「重ねるハザードマップ」上で道路の区間ごとの耐震化状況や道路の指定状況が公開されています。

これらのマップを活用し、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図ります。



地震ハザードマップ

関連する減災対策

減災対策の促進に向けた取り組み

01

耐震シェルター・
防災ベッドの設置促進

地震で住宅が倒壊しても、安全な空間を確保し、命を守ることができる耐震シェルターや防災ベッドは、短期間で設置可能で、費用も比較的抑えられます。

耐震改修より取り組みやすい減災対策として、設置費用の一部を支援し、より一層の普及を図ります。



耐震シェルター

耐震シェルター・防災ベッド

本市の無料耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された木造住宅に対して、設置費用の一部を助成します。

補助額 一住戸あたり

- 設置費用の1/2以内
- 限度額は30万円

※非課税世帯の場合は
補助額の上乗せあり



02

家具の転倒防止対策

住宅が耐震化されても、家具などの転倒により負傷したり避難に支障をきたしたりするおそれがあるため、室内の安全対策も必要です。

各家庭への訪問や、地域における各種イベント及び講習会などの機会を捉えて啓発を行うとともに、家具の転倒防止対策が困難な世帯を支援する家具転倒防止ボランティアの養成及び派遣などにより、家具などの転倒防止を促進します。㉔

03

感震ブレーカーの
設置促進

令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災は、総務省消防庁の報告によると、地震の影響により電気に起因して火災が発生した可能性があると考えられています。

地震による電気火災を防ぐためには、揺れを感知し自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの設置が有効です。助成制度や啓発により、感震ブレーカーの設置を促進します。㉕

04 外壁タイルなどの 落下防止対策

外壁タイルなどの非構造部材は、建築物の耐震性にかかわらず落下などにより被害が生じる危険性があります。

落下による危険性を本市ウェブサイトなどで広く周知するとともに、適切に維持管理がされるよう、必要に応じて建築物所有者等に改善指導などを行います。

市有建築物のうち、対策が必要となる施設については、つり下げ天井の落下防止対策を進めるほか、窓ガラス等についても必要な対策の実施に努めます。

05 エレベーターの安全対策

地震の発生に伴い、エレベーターの緊急停止により閉じ込められる事例が発生しています。

地震時にエレベーターを最寄り階へ停止させる地震時管制運転装置について、関係団体の協力を得て周知を図り、設置の促進に努めます。

市有建築物についても、エレベーターの更新に合わせて、地震時管制運転装置の設置を推進します。

06 長周期地震動対策

東日本大震災では、震源から遠く離れた首都圏などの超高層建築物でも大きな揺れが観測されました。この要因である長周期地震動^Aに対して、国は建築物を新築する場合や既存の超高層建築物等(高さ60m超の建築物及び地上4階建て以上の免震建築物)について対策方法を示しています。

本市では、既存の対象建築物の所有者等に対し、長周期地震の建物への影響や国が示す対応策及び支援制度の周知啓発に努めます。

07 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の倒壊は、人的被害の危険性はもとより、道路閉塞による避難や救援の妨げとなります。本市ではこのような倒壊を未然に防ぐため、道路に面する高さ1m以上のブロック塀等を撤去する場合、費用の一部を支援しています。

今後も、ブロック塀等の安全確認や撤去に関する相談を行うとともに、専門家窓口の紹介など、危険なブロック塀等を減らす取り組みを進めます。

08 建築物の敷地の安全対策

① 宅地造成等工事規制区域における指導

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）^④に基づく宅地造成等に関する工事及び都市計画法に基づく開発行為に関する工事に対し、法令等に基づき、擁壁や法面の設計、土石の堆積について指導などを行います。

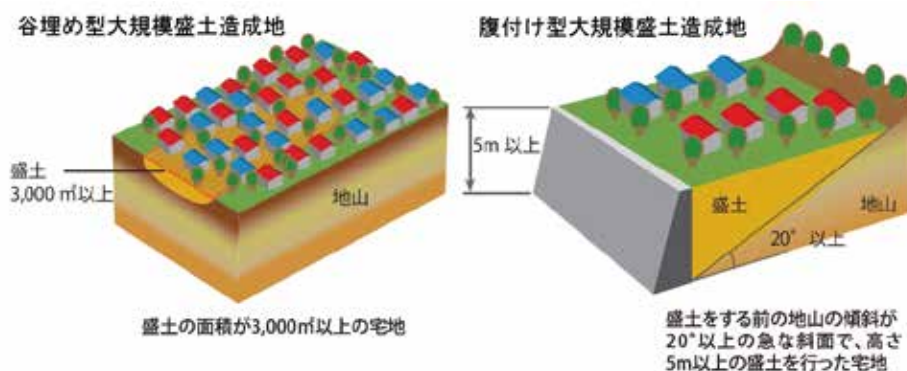
② 盛土等の安全性の確認

本市では、東部方面の丘陵地を中心に存在する大規模盛土造成地^⑤について滑動崩落^⑥に対する安全性を確認するための調査を行い、地震による滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地は存在しないとする結果を令和4年度末に公表しました。

引き続き、大規模盛土造成地に対する経過観察を行います。

また、本市では盛土規制法に基づき市内全域を対象に既存盛土等の安全性に関する調査（既存盛土等調査）を行っています。

大規模盛土造成地の種類



滑動崩落の仕組み



③液状化に関する情報の提供

南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市の西部方面を中心に液状化^㉑の可能性が高い地域が予測されています。地震ハザードマップや本市ウェブサイトなどを通じ、各地域における液状化の危険性などに関する情報提供や注意喚起を行います。



本市ウェブサイトの「建物の液状化対策」

09

土砂災害特別警戒区域内建築物の改修等の促進

土砂災害特別警戒区域内にある区域指定前に建てられた住宅等に対して、外壁の改修や塀の設置等に要する費用の一部を支援し、がけ崩れの危険から住民の安全を確保します。

10

空家等への対策

適切に管理されていない空家等^㉒は、防災・防犯・衛生面など様々な面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があり、地震による倒壊で周辺に被害を与える危険性があります。

所有者等による空家等の適切な管理の促進のため、所有者等への助言・指導や補助制度による支援のほか、協定を締結している各団体や関係部署との連携により、空家等対策を推進します。

11

木造住宅密集地域の改善

老朽木造住宅が多く存在している「主な木造住宅密集地域」^㉓において、地域の防災性を高めるため、老朽木造住宅の除却、ブロック塀等の重点的な撤去、狭あい道路沿いの後退用地整備などに要する費用の一部を支援しています。

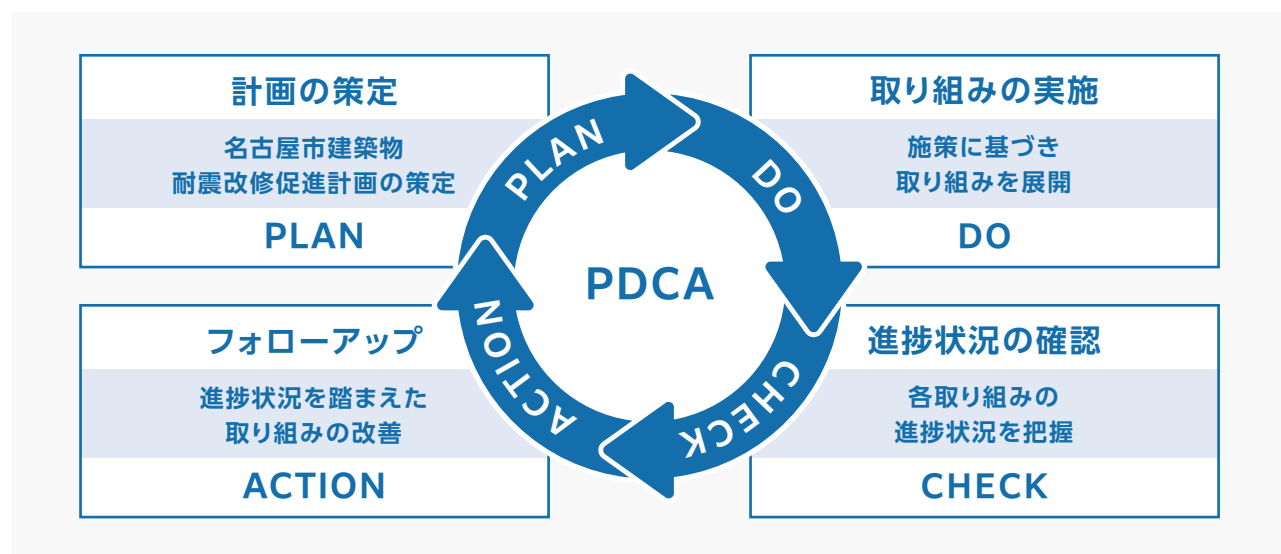
引き続き、各種制度の周知を進めるとともに、支援内容の見直しなどを検討し、より効果的に木造住宅密集地域^㉑の課題改善を図ります。

計画の達成に向けて

計画の進捗管理

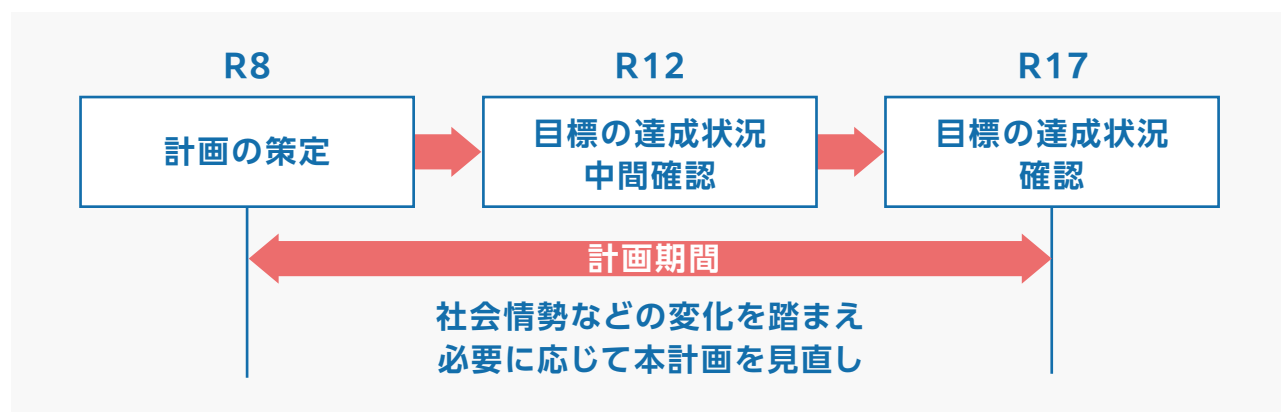
本計画で掲げる目標の達成に向け、本計画に示した取組みや施策について、進捗状況の確認及びフォローアップを行います。

なお、進捗状況の確認などを行う際には、愛知県や本市の関係部署との連携・協議体制を活用します。



また、計画の中間時点(令和12年度)において、目標の達成状況及び取組状況についての確認を行います。

あわせて、社会情勢の変化や、関連法規、県計画及び本市の関連計画との整合性なども踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。



資料編

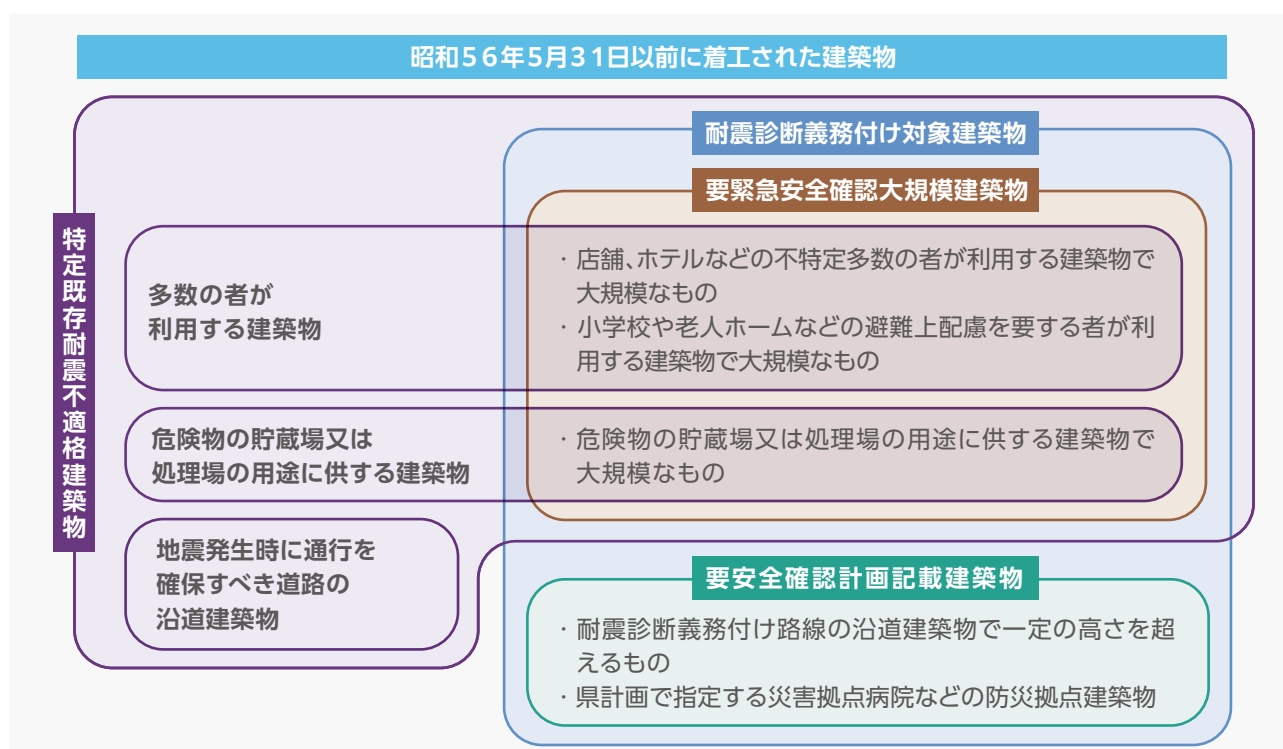
A	用語の解説	39
B	特定既存耐震不適格建築物・耐震診断義務付け対象建築物の分類	40
C	耐震改修促進法により定義される特定建築物の用途・規模要件	41
D	耐震診断義務付け建築物など	43
E	災害拠点病院など	49
F	平成18年国土交通省告示第184号 別表	50
G	主な震災と法改正等の経緯	50
H	耐震化支援制度	51
I	耐震改修等に対する融資制度	53
J	耐震改修促進税制など	55
K	住宅への支援事業など	55
L	主な木造密集地域	58

A 用語の解説

旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用された耐震基準
新耐震基準	昭和56年6月1日に改正された後の建築基準法の耐震基準
住宅・土地統計調査	我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査
耐震性が不十分	以下の「耐震性がある建築物」に該当しない建築物 [耐震性がある建築物] 次のいずれかに該当するもの ①昭和56年6月以降に着工された「新耐震基準」の建築物 ②昭和56年5月以前に着工された建築物のうち、耐震診断で耐震性があると判定された建築物及び耐震性が不足していると判定された建築物のうち、耐震改修等により耐震性不足が解消された建築物
低コスト工法	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の専門委員会で評価された、木造住宅に対する合理的な耐震改修専用の工法
精密診断法による設計	一般診断法よりも建物個々の状況により計算条件を設定し、必要に応じて天井や壁などの一部を撤去し、建築の柱や梁、その接合部の劣化状況を調査するなど、詳細な情報に基づき、より正確に補強の必要性の診断及び設計を行うもの。改修設計費用は高くなるが、改修工事の費用が抑えられる可能性があり、全体の費用が安くなる傾向がある
要緊急安全確認大規模建築物 [耐震改修促進法附則第3条]	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた、旧耐震基準の建築物で、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物等のうち大規模なもの
要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物) [耐震改修促進法第7条第1号]	県計画に基づき耐震診断が義務付けられた、旧耐震基準の建築物で、県計画で指定する指定避難所や災害拠点病院、病院群輪番制参加病院などの防災拠点建築物
要安全確認計画記載建築物 (沿道建築物) [耐震改修促進法第7条第2号]	県計画に基づき耐震診断が義務付けられた、旧耐震基準の建築物で、県計画で指定する耐震診断義務付け路線等に接する建築物のうち、地震による倒壊により、通行を妨げて多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物
新耐震基準の木造住宅の 耐震性能検証法	平成12年5月以前着工の木造住宅を対象に、効率的に耐震性を検証する方法
地震時管制運転装置	地震その他の衝撃により生じた加速度を検知し、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人々がこれらの戸を開くことができる装置
長周期地震動	大きな地震で生じる、周期(揺れが1往復するのにかかる時間)が長い大きな揺れ。長周期地震動により、高層ビルは大きく長時間揺れ続けることがある

宅地造成 及び 特定盛土等規制法(盛土規制法)	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として制定されたもの
滑動崩落	地震時に盛土全体又は大部分が主として盛土底面部を滑り面として旧地形に沿って、流動、変動又は斜面方向へ移動すること
大規模盛土造成地	次のいずれかに該当するもの ①谷埋め型大規模盛土造成地 谷や沢を埋めた盛土の面積が3,000㎡以上 ②腹付け型大規模盛土造成地 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上でかつ、盛土の高さが5m以上
液状化	強い地震動によって、地盤が一時的に液体ようになる現象。液状化現象により、地盤は建物を支える力を失い、建物が傾いたり沈下したりする
空家等	建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地
木造住宅密集地域	その多くが戦火を免れた昔からの集落や、整備水準が現在のものよりも低い耕地整理などにより基盤整備を実施した地域であり、狭あい道路や老朽木造住宅が多く存在している

B 特定既存耐震不適格建築物・耐震診断義務付け対象建築物の分類



C 耐震改修促進法により定義される特定建築物の用途・規模要件

(すべて昭和56年5月31日以前に着工された建築物が対象)

種別		耐震診断義務付け対象建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	特定既存耐震不適格建築物の要件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ1,500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上※	階数2以上かつ1,500㎡以上※	階数2以上かつ1,000㎡以上※
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数2以上かつ5,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
学校	「小学校等」以外の学校			多数の者が利用する建築物
卸売市場				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿				
事務所				
工場				
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ5,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物				
体育館		階数1以上かつ5,000㎡以上 (一般公共の用に供されるものに限る)	階数1以上かつ2,000㎡以上 (一般公共の用に供されるものに限る)	階数1以上かつ1,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	500㎡以上	政令で定める数量(右表参照)以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物		記載建築物 要緊急安全確認計画 耐震改修促進計画で指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物で一定の高さを超えるもの	同右	耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物で一定の高さを超えるもの
防災拠点建築物		県計画で指定する指定避難所や災害拠点病院などの防災拠点建築物		

※小学校等には屋内運動場の面積を含む。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは 電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは 火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは 信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は 爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く)		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考 第6号に規定する可燃性固体類		30トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考 第8号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
	第5号	マッチ		300マッチトン ※
	第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)		2万立方メートル
	第7号	圧縮ガス		20万立方メートル
	第8号	液化ガス		2,000トン
	第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する 毒物(液体又は気体のものに限る)		20トン
	第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する 劇物(液体又は気体のものに限る)		200トン

※マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg

[参考] 特定建築物棟数

要緊急安全確認大規模建築物 195棟(令和7年度末時点)

多数の者が利用する建築物 4,365棟(令和6年度末時点)

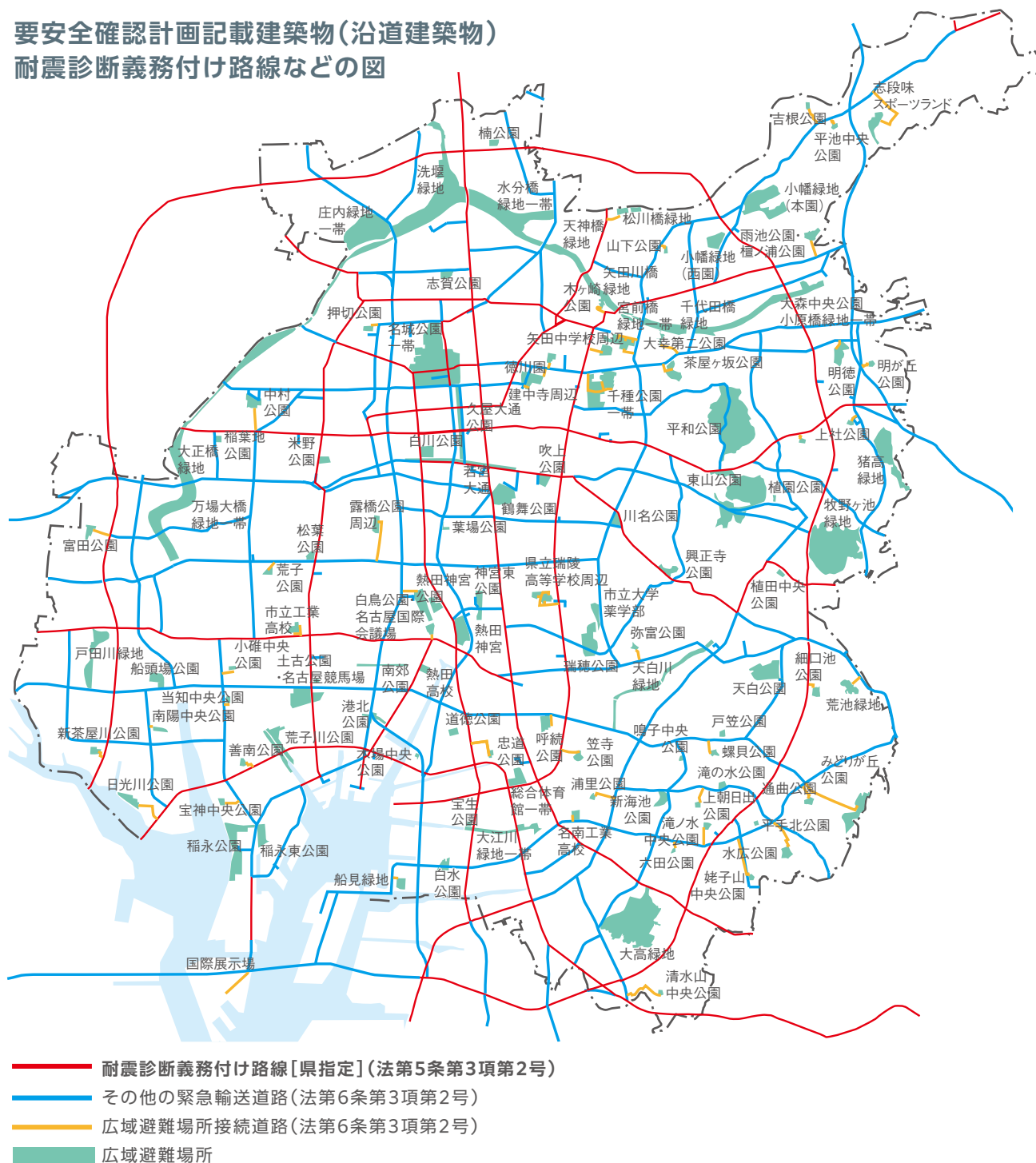
要安全確認計画記載建築物 沿道建築物:361棟/防災拠点建築物:13棟(令和7年度末時点)

D 耐震診断義務付け建築物など

要緊急安全確認大規模建築物の指定等(耐震改修促進法附則第3条)

耐震診断の義務付け	平成25年11月
報告期限	平成27年12月31日
公表	平成29年3月28日

要安全確認計画記載建築物(沿道建築物) 耐震診断義務付け路線などの図



要安全確認計画記載建築物の指定等 沿道建築物

耐震診断の義務付け	平成26年3月指定分	令和8年3月追加指定分
報告期限	平成31年3月31日	令和11年3月31日
公表	令和3年3月30日	—

防災拠点建築物

耐震診断の義務付け	平成27年7月指定分
報告期限	平成31年3月31日
公表	令和3年3月30日

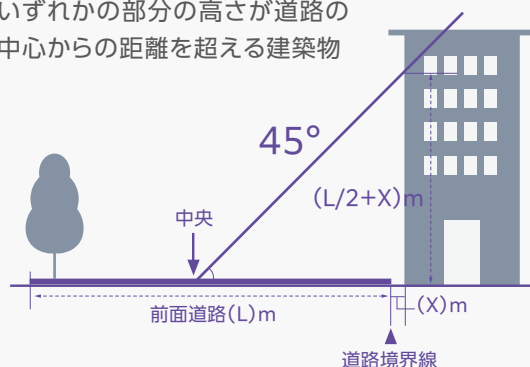
耐震診断義務付け路線の沿道建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物）のうち、耐震診断義務付け路線の沿道建築物で一定の高さを超え、昭和56年5月以前に着工されたものについては耐震診断が義務付けられています。なお、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物は、耐震改修促進法施行令に基づき、次のとおりと定められています。

耐震改修促進法施行令 第4条第1号

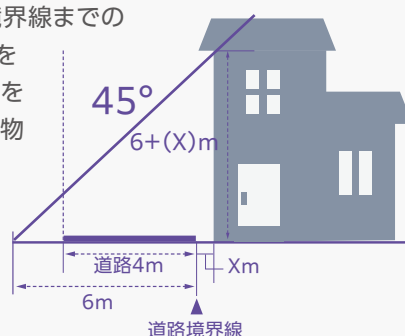
道路幅員12mを超える場合

いずれかの部分の高さが道路の中心からの距離を超える建築物



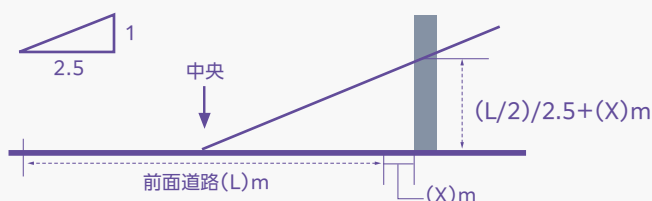
道路幅員12m以下の場合

いずれかの部分の高さが前面道路境界線までの距離に6mを加えたものを超える建築物



耐震改修促進法施行令 第4条第2号

道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、いずれかの部分の高さが道路の中心からの距離の1/2.5を超える組積造の塀（建物に附属するもの）



耐震診断義務付け路線

国道1号	国道19号	国道22号
国道23号	国道41号	国道153号
国道154号	国道155号	国道247号
国道302号	(主)名古屋中環状線(県道59号)	(主)名古屋多治見線(県道15号) (主)名古屋瀬戸線(県道61号)
(主)名古屋長久手線(県道60号)	(主)名古屋津島線(県道68号)	(主)名古屋環状線
(主)堀田高岳線	(主)金城埠頭線	(一)田糲名古屋線(県道215号)
(一)港中川線(県道227号)	(都)矢場町線	(都)名古屋環状線
(都)東志賀町線	(都)大津町線	

※(主):主要地方道、(一):一般県道、(都):都市計画道路

地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県計画で指定された耐震診断義務付け路線に加え、耐震改修促進法第14条第3号の適用を受ける道路として、同法第6条第3項第2号に基づき、本計画において、以下の道路を地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。

その他の緊急輸送道路	愛知県地域防災計画で定められる第1次緊急輸送道路及びその他の緊急輸送道路(耐震診断義務付け路線を除く)
広域避難場所接続道路	緊急輸送道路が通じていない広域避難場所について、緊急輸送道路から当該広域避難場所に通じる道路

その他の緊急輸送道路

国道363号	(主)名古屋多治見線	(主)名古屋瀬戸線
(主)名古屋岡崎線	(主)名古屋碧南線	(主)名古屋半田線
(主)名古屋江南線	(主)名古屋祖父江線	(主)名古屋長久手線
(主)名古屋中環状線	(主)名古屋蟹江弥富線	(主)名古屋十四山線
(主)弥富名古屋線	(主)春日井稲沢線	(主)関田名古屋線
(主)名古屋豊田線	(主)諸輪名古屋線	(主)東浦名古屋線
(主)名古屋環状線	(主)江川線	(主)東海橋線
(主)山王線	(主)愛知名駅南線	(主)金城埠頭線
(一)名古屋犬山線	(一)中川中村線	(一)津島七宝名古屋線
(一)名古屋甚目寺線	(一)小口名古屋線	(一)名古屋豊山稲沢線
(一)守山西線	(一)田糲名古屋線	(一)岩藤名古屋線
(一)浅田名古屋線	(一)阿野名古屋線	(一)岩崎名古屋線
(一)名古屋東港線	(一)熱田停車場伝馬線	(一)港中川線
(市)潮見町第1号線	(市)平和公園線	(市)山口堅代官町線
(都)大津町線	(都)外堀町線	(都)松和花壇線

(都)小田赤池線	(都)岩井町線	(都)久屋町線
(都)高畑町線	(一)緑瑞穂線	(都)千代田町線
(都)東山田線	(都)茶屋ヶ坂牛巻線	(都)東山公園線
(都)池内猪高線	(都)鳴子団地大高線	(都)大高大府線
(都)小幡西山線	(都)稻永埠頭線	(都)向田町線
(都)枇杷島野田町線	(都)万場藤前線	(都)茶屋線
(都)小幡瀬古線	(都)庄内辻町線	(都)上飯田線
(都)広井町線	(都)鳴尾町線	(都)笠寺緑線
(都)平手豊明線	(都)猪子石線	(都)豆田町線
(都)松川橋線	(都)鏡ヶ池線	(都)戸田荒子線
(都)横井町五月通線	(都)烏森町線	(市)名古屋環状2号線支線第1号
(都)新名西橋線	(都)名碧線	(都)堀越天神橋線
(都)桶狭間勅使線	(都)守山パーキングエリア線	(都)志段味環状線
(都)千代田通線	(市)松軒町第6号線	(市)港陽町第10号線
(市)鍵田町第2号線	(市)鍋屋上野池下線	(市)池下町第2号線
(市)池下池田線	(市)西築地第11号線	(臨)大手②号線
(市)中切福德支線第5号	(市)矢田町第305号線	(市)大幸鍋屋上野町線
(市)山屋敷北山線	(市)北押切天神山町線	(市)志賀柳原町線
(一)熱田停車場線	(市)藤森南部第30号線	(市)天白第46号線
(市)武平通	(市)北原佐渡町線	(市)東栄佐渡町西線
(市)高畑荒子第4号線	(市)則武東西第10号	(市)緑ヶ丘第4号線
(市)上社第62号線	(市)上社第63号線	(市)松元丸田町線支線第1号
(市)篠原東西第8号線	(市)神宮東第6号線	(市)神宮東第9号線
(市)東大曾根新出来町第1号線	(市)道德笠寺線	(市)荒浜町第5号線
(市)天白第66号線	(市)天白第67号線	(市)内江樋ノ口町線
(市)堀割町第2号線	(市)大森第31号線	(市)西築地第5号線
(市)猪子石第146号線	(市)高畑南北第36号線	(市)滝ノ水第50号線
(市)町田第1号線	(市)人形町線	(市)稻荷町第1号線
(市)畑江通第3号線	(市)千種町馬走線	(市)雁道線第2号線
(市)雁道線第3号線	(市)境松線第1号	(市)境松線第2号
(市)境松線第3号	(市)境松線第6号	(市)稻永公園線
(市)花田町第3号線	(市)公園線支線第9号	(市)小碓町南北第4号線
(市)小坂恵方町第1号線	(市)大宝線第2号線	(市)東宿町第1号線支線第1号
(市)日比津町第22号線	(市)日比津町第25号線	(市)敷田大久伝線第1号
(市)敷田大久伝線第3号	(市)野跡五丁目自転車歩行者道第1号線	(市)公館東西第2号線
(市)荒浜町第2号線	(市)高畑荒子第2号線	(市)松軒一丁目第2号線
(市)松元大池町線	(市)上社第69号線	(市)千代田通
(市)天神山台所町第2号線	(市)天白第23号線	(市)福德成願寺川沿南線
(市)名古屋環状線	(臨)稻永3号線	(臨)金城8号線
(臨)金城9号線		

※(主):主要地方道、(一):一般県道、(都):都市計画道路、(市)市町村道、(臨)臨港道路

広域避難場所接続道路一覧

区	広域避難場所	広域避難場所接続道路
千種区	千種公園一帯	萱場仲田本通線、弦月若水線、北千種第6号線、北千種第4号線
	茶屋ヶ坂公園	赤坂町南北第2号線、富士見台赤坂町線
東区	木ヶ崎公園	堀越天神橋線第1号
	徳川園	東大曾根新出来町第2号線
	大幸第二公園	大幸鍋屋上野町東西1号線
	建中寺周辺	車道町線第2号、平田黒門町線
	矢田中学校周辺	矢田町第309号線、鍋屋上野前浪第5号線、大幸鍋屋上野町線
西区	押切公園	児玉浄心町線
中村区	中村公園	豊国神社参道線
中区	葉場公園	葉場町線支線第3号
瑞穂区	弥富公園	弥富丘中根町第1号線、中根町第3号線
	県立瑞陵高等学校周辺	北原佐渡町線、中山北原町線、高田汐路町北線
熱田区	白鳥公園・名古屋国際会議場	雁道線第2号、雁道線第3号、熱田新田第2号線
中川区	露橋公園周辺	荒江町第2号線、横堀八幡本通第1号線、石場八島町第1号線
	荒子公園	荒子二丁目第1号線
	富田公園	春田第12号線、春田団地第1号線、春田第1号線
	工業高等学校	北江法蔵町線第2号、太平通北江町第2号線
港区	善南公園	県道名古屋中環状線、荒子川南部第47号線、荒子川南部第70号線
	小碓中央公園	小碓第63号線
	当知中央公園	当知第38号線
	宝神中央公園	宝神第8号線
	日光川公園	万場藤前線第10号、藤前第54号線
	国際展示場	メキシコ大通り(臨港道路)
	船見緑地	船見町第2号線
	南陽中央公園	南秋葉線第1号
	木場中央公園	木場町第4号線
南区	呼続公園	汐田呼続町線
	道德公園	豊田南北第9号線支線第3号線、道德新町第10号線、豊田東西第28号線
	忠道公園	豊田呼続線、道德東部南北第2号線、忠道町南北第2号線

区	広域避難場所	広域避難場所接続道路
南区	笠寺公園	霞貝塚町線
	県立名古屋工科高等学校	星崎町第69号線
守山区	山下公園	山下中部第178号線、山下中部第139号線
	雨池公園・檀ノ浦公園	大森第313号線、大森第61号線
	松川橋緑地	庄内川北部左岸線
	吉根公園	笹ヶ根線自転車歩行者道第1号、笹ヶ根線自転車歩行者道第2号
	平池中央公園	吉根第246号線、吉根第201号線、吉根第202号線
	志段味スポーツランド	志段味環状線第1号、風越池線第1号、下志段味第1号線、長廻間第22号線
緑区	浦里公園	鳴海西部第26号線、鳴海西部第4号線
	螺貝公園	相生南部第1号線
	六田公園	緑ヶ丘第58号線、鳴海六条第4号線
	通曲公園	徳重南部第66号線、徳重南部第27号線
	上朝日出公園	旭第38号線
	滝ノ水中央公園	滝ノ水第161号線
	姥子山中央公園	鳴海姥子山第27号線、鳴海姥子山第21号線、境松線第3号、境松線第6号、境松線第2号
	平手北公園	平手北部第25号線、平手北部第46号線
	清水山中央公園	清水山第3号線、清水山第2号線、清水山第6号線、清水山第39号線、清水山第39号線、大根山線
	みどりが丘公園	県道名古屋岡崎線
名東区	明が丘公園	藤森東部第58号線、藤森東部第57号線、藤森西部第53号線、藤森西部第71号線、藤森西部第54号線、東名南北第7号線
	上社公園	上社第62号線
	西一社中央公園	西一社第42号線、西一社第17号線
	明德公園	猪子石第159号線
天白区	細口池公園	平針中央第50号線、平針中央第68号線、平針中央第1号線
	天白公園	平針原第12号線
	植田中央公園	植田中央自転車歩行者道第7号線
	荒池緑地	荒池北第4号線

E 災害拠点病院など

要安全確認計画記載建築物の防災拠点建築物として、県計画により、指定避難所のほか、下表に示す災害拠点病院などのうち、昭和56年5月以前に着工された建築物が指定されています。

愛知県地域防災計画附属資料に記載されている災害拠点病院

令和7年11月4日現在

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	名古屋大学医学部附属病院
名古屋市立大学病院	名古屋掖済会病院
独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院	名古屋記念病院
独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院	

愛知県医療圏保健医療計画別表「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院

令和7年8月5日更新

国共済東海病院	相生山病院	中日病院
吉田病院	名古屋記念病院	重工大須病院
聖霊病院	増子記念病院	笠寺病院
メイトウホスピタル	名古屋セントラル病院	大同病院
名市大西部医療センター	熱田リハビリテーション病院	小松病院
三宅病院	協立総合病院	名市大みどり市民病院
総合上飯田第一病院	藤田医科大学ばんたね病院	第一なるみ病院
名鉄病院	臨港病院	南生協病院
名城病院	ちくさ病院	大菅病院
杉田病院	安井病院	鵜飼病院
新生会第一病院	(国)東名古屋病院	服部病院
西本病院	名大附属病院	水谷病院
名南病院	名春中央病院	名古屋共立病院
山口病院	大隅病院	中部労災病院
北村病院	北病院	平岩病院
米田病院		

F 平成18年国土交通省告示第184号 別表

(木造)別表第1

	構造耐震指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	lwが0.7未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
(二)	lwが0.7以上1.0未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
(三)	lwが1.0以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

※この表において、lwは、構造耐震指標を表す数値とする。

(非木造) 別表第6

	構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	lsが0.3未満の場合又は qが0.5未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
(二)	(一)及び(三)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
(三)	lsが0.6以上の場合で、かつ、 qが1.0以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

※この表において、ls及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。ls:各階の構造耐震指標 q:各階の保有水平耐力に係る指標

G 主な震災と法改正等の経緯

地震災害	法改正等	名古屋市建築物耐震改修促進計画
H7 阪神淡路大震災	H7 耐震改修促進法制定	
H16 新潟県中越地震	H18.1法改正 (促進計画策定を規定《県は義務・市は努力義務》)	H20.3 第一次計画 策定 (計画期間 H20～H27)
H23 東日本大震災	H25.11法改正 (旧耐震基準の建築物に診断・改修の努力義務を規定) (耐震診断義務付け対象建築物を規定《改修は努力義務》)	
		H26.8 第一次計画 一部改定(法改正を反映)
H28 熊本地震		H28.12第二次計画 策定 (計画期間 H28～R2)
H30 大阪府北部地震		R3.9[前計画]第三次計画 策定 (計画期間R3～R12)
R6 能登半島地震	R7.7 国の基本方針改正 (住宅、耐震診断義務付け対象建築物の目標設定の見直し)	R8.12 [現計画]第四次計画策定 (計画期間R8～R17)



住宅の耐震診断及び耐震改修などに係る支援(令和8年4月時点)

住宅	木造住宅	耐震診断	対象	・2階建て以下の木造住宅 ・併用の場合は住宅部分の用途が延べ面積の1/2以上 (プレハブ、ツーバイフォー工法などは対象外)
			費用	無料
		耐震改修 設計・工事	対象	本市の無料耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された木造住宅 (段階的改修の1段階目は判定値0.7未満)
			補助額 (設計)	・設計費用(精密診断法による設計のみ)の2/3以内 ・20万円
			補助額 (工事)	●一般改修(判定値を1.0以上にする工事) ・工事費用の4/5以内 ・115万円(非課税世帯は165万円) ※段階的改修への助成あり
	除却工事	対象	対象	所有者等が行う簡易な耐震診断等により倒壊の危険性があると 診断された戸建木造住宅
			補助額	・除却費用の1/3以内 ・20万円(木密地域は40万円) ・延べ面積×9,600円/㎡×1/3以内
	耐震 シェルター・ 防災ベッド 設置	対象	対象	本市の無料耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された木造住宅
			補助額	●1住戸あたり ・設置費用の1/2以内(非課税世帯は3/4以内) ・30万円(非課税世帯は45万円)
非木造住宅	耐震診断	対象	対象	・非木造住宅(マンション、共同住宅、長屋、戸建住宅) ・併用の場合は住宅以外の用途が延べ面積の1/2未満
			補助額	●マンション、共同住宅、長屋 ・耐震診断費用の2/3以内 ・5万円×住戸数 ・延べ面積により算定する額の2/3以内 ●戸建住宅 ・耐震診断費用の2/3以内 ・8万9千円
	耐震改修 設計・工事	対象	対象	・耐震診断の結果「安全な構造でない」と診断された 非木造住宅(マンション、共同住宅、長屋、戸建住宅) ・併用の場合は住宅以外の用途が延べ面積の1/2未満
			補助額 (設計)	・設計費用の2/3以内 ・400万円
			補助額 (工事)	●一般改修(安全な構造であると判定されるものにする工事) ・工事費用の23%以内(マンションは1/3以内) ・延べ面積により算定する額の23%以内(マンションは1/3以内) ・住戸数により算定する額 ※段階的改修への助成あり

※すべて昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象(ただし、木造住宅無料耐震診断は平成12年5月31日以前に着工された住宅を含む。)
※補助額はいずれか低い額

建築物の耐震診断及び耐震改修などに係る支援(令和8年4月時点)

耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物	制度の対象		耐震診断の結果「安全な構造でない」と診断された要緊急安全確認大規模建築物
		耐震改修設計・工事	補助額(設計)	・設計費用の5/6以内 ・500万円
			補助額(工事)	・工事費用の44.8%以内 ・延べ面積により算定する額の44.8%以内 ・1億1,000万円
	要安全確認計画記載建築物	除却工事	補助額	・工事費用の44.8%以内 ・延べ面積により算定する額の44.8%以内 ・1億1,000万円
		耐震改修設計・工事	対象	耐震診断の結果「安全な構造でない」と診断された要安全確認計画記載建築物
			補助額(設計)	・設計費用の5/6以内 ・500万円
			補助額(工事)	工事費用の11/15以内 ・延べ面積により算定する額の11/15以内 ・6,050万円 ※占有者(賃借人・区分所有者)の専有部分で耐震改修工事が行われる場合 6,050万円+35万円×当該占有者数(賃貸期間など条件あり)
		除却工事	対象	耐震診断の結果「安全な構造でない」と診断された要安全確認計画記載建築物(沿道建築物)
			補助額	・除却費用の11/15以内 ・延べ面積により算定する額の11/15以内 ・6,050万円
特定既存耐震不適合建築物	多数の者が利用する建築物	耐震診断	対象	多数の者が利用する建築物
			補助額	・耐震診断費用の2/3以内 ・延べ面積により算定する額の2/3以内 ・150万円
		耐震改修設計・工事	補助額(設計)	・設計費用の2/3以内 ・200万円
			補助額(工事)	・工事費用の2/3以内 ・延べ面積より算定する額の23%以内 ・1200万円

※すべて昭和56年5月31日以前に着工された建築物が対象。また、補助額はいずれか低い額

※耐震診断義務付け対象建築物の支援制度は「耐震診断の結果の報告書」により市に報告を行ったものが対象

その他の支援制度(令和8年4月時点)

ブロック塀等撤去助成	対象	道路に面する高さ1m以上のブロック塀等
	補助額	いずれか低い額 ・撤去費用の1/2以内(木密地域は3/4以内) ・6,000円/m(木密地域は9,000円/m) ・10万円(木密地域は15万円)
なごや耐震アドバイザー派遣制度	内容	建築物の耐震対策についてアドバイスを行う建築の専門家である耐震アドバイザーを派遣する制度
	対象	市内に建築物を所有する方又は賃借している方
	費用	無料
耐震化サポート専門家派遣制度	内容	専門家を派遣し、所有者の意向などを踏まえ、耐震改修実施設計の前段階の改修計画案(耐震改修イメージ案、概算工事費等)の作成を行う
	対象	耐震診断の結果「安全な構造でない」と診断された要安全確認計画記載建築物(沿道建築物)
	費用	無料

※耐震化サポート専門家派遣制度は「耐震診断の結果の報告書」により市に報告を行ったものが対象

I 耐震改修等に対する融資制度

住宅金融支援機構

住宅金融支援機構HP



●リフォーム融資[耐震改修工事]

住宅に認定耐震改修工事又は耐震補強工事を行うために必要な資金を融資

●マンション共用部分リフォーム融資(マンションすまい・る融資)

マンション管理組合がマンションの共有部分の改良工事を行うために必要な資金を融資

●賃貸住宅リフォーム融資[耐震改修]

賃貸住宅の認定耐震改修工事等を行うために必要な資金を融資

高齢者向け返済特例制度

満60歳以上の方が居住する住宅に部分的バリアフリー工事又は耐震改修工事を含むリフォーム工事を行う場合に、返済期間を申込人(連帯債務者を含む。)全員が亡くなるときまでとし、毎月の支払を利息のみとする返済方法。

借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含む。)全員が亡くなったときに、相続人の方から、融資住宅及び敷地の売却、機構からの借換融資、自己資金等により、一括して返済する制度。

リ・バース60

住宅金融支援機構と提携する民間金融機関において展開されている、満60歳以上の方が住宅の建設、購入、リフォーム、住宅ローンの借り換え等を行う場合に利用できる住宅ローン。

返済期間を申込人(連帯債務者を含む。)全員が亡くなるときまでとし、毎月の支払いは利息のみとする。借入金の元金は申込者(連帯債務者を含む。)全員が亡くなったときに相続人の方からの一括返済又は担保物件の売却代金などにより返済する制度。

リ・バース60を活用した耐震改修への融資への利子補給

リ・バース60を活用し、かつ地方公共団体の補助金を受けて実施する耐震改修への融資について、国が金融機関への利子補給を実施することにより、無利子(又は低利子)で融資を提供する制度

愛知県融資制度(中小企業金融)

愛知信用保証協会HP



●経済環境適応資金 パワーアップ資金(防災)

事業継続力強化計画等を策定し経済産業大臣の認定を受けている中小企業者が、事業継続力強化計画等の実施に必要な事業資金を融資

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫HP



●BCP資金

中小企業者等が、自ら策定したBCPなどに基づき、防災に資する施設などの整備(改善及び改修を含む)を行うために必要な設備資金及び長期運転資金などを融資

J 耐震改修促進税制など

耐震改修促進税制の概要

令和8年4月現在

住宅	所得税の 控除	控除期間	1年(改修工事を完了した日の属する年分)
		控除額	実施した耐震改修に係る標準的な工事費用相当額をもとに算出された額(以下「標準額」という。上限250万円)の10%を控除 ※令和4年1月1日以降に耐震改修工事を実施した場合 ※標準額の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除
	固定 資産税の 減額	減額期間	耐震改修が完了した年の翌年度分
		軽減額	固定資産税額の1/2を減額 (居住面積120㎡相当分まで)
耐震診断 義務付け 建築物	固定 資産税の 減額	減額期間	耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分
		軽減額	固定資産税額の1/2を減額 (耐震改修工事費の2.5%まで)

住宅ローン減税制度の概要

令和8年4月現在

控除額	年末ローン残高の0.7%相当分(10年間で最大140万円)を所得税から控除
控除対象期間	改修後、居住を開始した年から10年分
対象となる改修	償還期間10年以上の借入金により行う耐震改修

K 住宅への支援事業など

住宅改修費の支給制度(介護保険)

在宅の要介護・要支援者の住宅に手すりの取り付けや滑りにくい床材への変更などの小規模な改修について、費用の9割～7割が支給される介護保険の制度

令和8年4月現在

支給要件	・心身や住宅の状況からみて必要な改修であること ・要介護・要支援者が居住する(住民票がある)住宅の改修であること ・改修内容が介護保険支給対象の工事であること ・住宅改修の着工前に、区役所又は支所に申請をしていること
利用限度額	要介護・要支援者一人あたり20万円(自己負担1割の場合は18万円支給)
対象となる改修	手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器などへの便器の取替え、その他これらの改修に付帯して必要となる改修

障害者住宅改造補助金の支給制度

障害のある方の住宅の改造に必要な経費を助成する制度

令和8年4月現在

対象者の要件	・身体障害者手帳の肢体不自由の障害の程度が1から3級の方 ・身体障害者手帳の視覚障害の障害の程度が1から3級の方 ・身体障害者手帳の内部障害の障害の程度が1から2級の方 ・愛護手帳1から3度の方 ・精神障害者保健福祉手帳1から2級の方 ・医師に自閉症状群と診断された方
支給要件	・障害者の身心状況等に即応した工事で、日常生活の困難の軽減、安全性の確保あるいは介護者の負担軽減等に効果があると認められる工事であること（新築、全面改修等は対象外） ・補助金の申請前に訪問相談申請により家庭訪問を受けていること ・住宅改造前に区役所又は支所に申請をしていること
利用限度額	80万円(介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方は60万円) ※所得により助成率は異なる
住宅改造内容	居室の改造及び浴室、便所の増改築など

太陽光発電設備設置費補助金

住宅に太陽光発電システム・HEMS・蓄電システム又はV2H充放電設備を新たに導入する際の設置費用を補助する制度

令和8年4月現在

対象者の要件		・個人の場合は、補助対象設備を設置する住宅に居住していること ・法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること
対象設備の要件		・市内の住宅に太陽光発電設備・HEMS・蓄電システム又はV2H充放電設備を同時に導入すること ・太陽電池モジュールを住宅の屋根又は当該住宅の敷地内に設置すること ・太陽光発電設備を設置する住宅において、太陽光発電による電気を消費すること ・未使用品であること
補助額	太陽光発電設備	・築10年超の住宅 …太陽電池の最大出力1kWあたり3万円(補助上限9.99kW) ・築10年以下の住宅 …太陽電池の最大出力1kWあたり2万円(補助上限9.99kW)
	蓄電システム・V2H充放電設備のどちらかを選択	・蓄電システム …蓄電システムの蓄電容量1kWhあたり1万5千円(補助上限10kWh) ・V2H充放電設備 …1件あたり5万円
	HEMS	1万円

家具転倒防止ボランティアの養成及び派遣

自力では家具転倒防止対策が困難な世帯に対する支援のため、区役所及び消防署が連携し、家具の転倒防止対策を行うボランティアの養成及び派遣を実施する事業。

令和8年4月現在

ボランティアの養成	・養成講座(座学・実技)及び養成実践研修を実施 ・上記の講座及び研修を修了した方をボランティアとして登録
ボランティアの派遣	自力では家具の転倒防止対策が困難な世帯を対象に、登録されているボランティアを派遣し、家具の転倒防止対策を実施

感震ブレーカーの設置促進

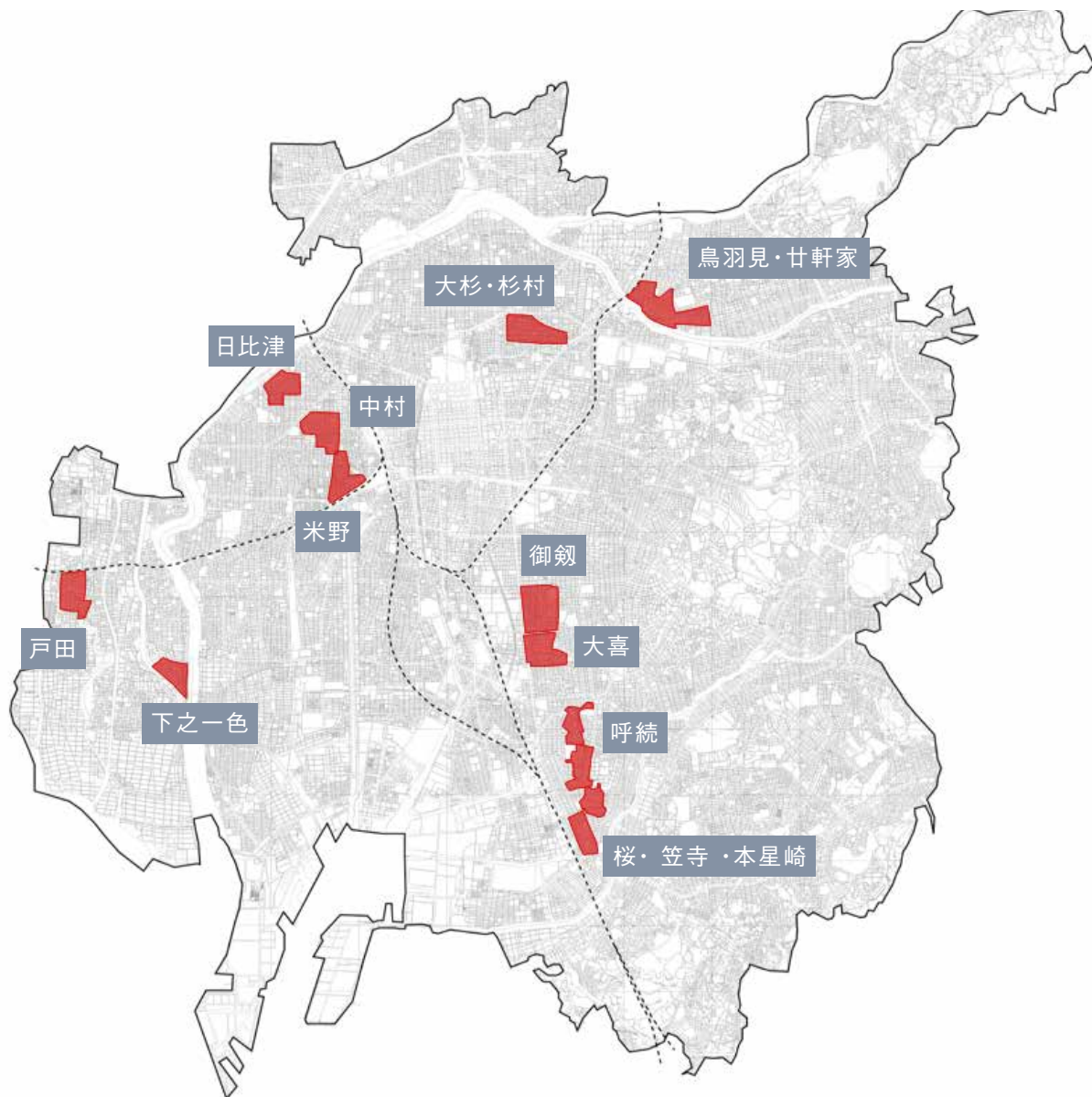
地震時の電気火災対策として有効とされる感震ブレーカーの設置費用の一部を助成する制度

令和8年4月現在

対象機種	①分電盤タイプ ②簡易タイプ・コンセントタイプ
対象者	①分電盤タイプ 市内に所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置する方 ②簡易タイプ・コンセントタイプ 主な木造住宅密集地域に在住している世帯
助成金額	①分電盤タイプ ・主な木造住宅密集地域 …設置費用の2分の1(上限4万円) ただし、新築する住宅に感震ブレーカーを設置する場合は上限1万円 ・その他の地域 …設置費用の3分の1(上限2万6千円) ただし、新築する住宅に感震ブレーカーを設置する場合は上限6千円 ②簡易タイプ・コンセントタイプ ・購入費用の全額(上限3千円)

L 主な木造住宅密集地域

本市では、下図に示す11地区を「主な木造住宅密集地域」と位置付けており、この地域内の路線を国の「ブロック塀等の安全確保に関する事業」の対象路線に位置付けます。



平成28年 熊本地震

平成28年4月の熊本地震では、最大震度7の揺れが2度にわたり観測されました。

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅の倒壊が、新耐震基準で建てられた木造住宅の倒壊と比較すると、その割合が顕著に高くなっています。

また、新耐震基準で建てられた木造住宅のうち倒壊したものについて、その被害要因の多くは柱と梁などの接合部が平成12年6月以降の建築基準法の規定による仕様を満たしていなかったためであると分析されています。

発生日時	①平成28年4月14日21時26分 ②平成28年4月16日1時25分			
地震の規模	①マグニチュード6.5 ②マグニチュード7.3		最大震度	①②震度7
地震型	直下型			
人的被害	警察が検視により確認している死者数(人)			50
住宅被害	全壊	8,667棟	半壊	34,719棟

出典：熊本県熊本地方を震源とする地震(第121報)(平成31年4月12日現在)※関連死などを含む死者数は273名

大阪府北部地震

平成30年6月18日に大阪府北部を震源として発生した大阪府北部地震は、大阪府大阪市北区、高槻市、枚方市等で最大震度6弱を観測しました。

また、死者6名のうち2名は、地震の影響によるブロック塀の崩壊に巻き込まれたことが要因となっています。

発生日時	平成30年6月18日7時58分			
地震の規模	マグニチュード6.1		最大震度	震度6弱(大阪市北区ほか)
地震型	内陸型			
人的被害	死者数(人)	6		
住宅被害	全壊	21棟	半壊	483棟

出典：大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況(第32報)(平成31年4月1日現在)

令和8年 熊本地震（速報）

更新予定

令和8年7月28日に、熊本県熊本地方を震源として発生した令和8年熊本地震は、熊本県宇城市及び氷川町で最大震度7を観測したほか、中部地方から九州地方にかけても震度6強～震度1を観測しました。

16時27分に発生した最大震度7の地震以降も、活発な地震活動が継続しており、震度3以上を観測した地震は100回に及んでいます。（令和8年8月31日15:00時点）

この地震により、人的被害や家屋被害が多数報告されています。

発生日時	令和8年7月28日16時27分			
地震の規模	マグニチュード7.1		最大震度	震度7（熊本県宇城市及び氷川町）
地震型	直下型			
死者数(人)	38			
住宅被害	全壊	1,796棟	半壊	3,457棟

出典：令和8年熊本地震による被害及び消防機関等の対応状況（第63報）（令和8年8月31日時点）



名古屋市住宅都市局市街地整備部耐震化支援課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
TEL:052-972-2787 FAX:052-972-4179
Email:a2787-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
ウェブサイト

